

第3期 西東京市障害福祉計画

(素案)

平成24年2月

目 次

第1章	計画の策定にあたって	
1	計画策定の背景	3
2	障害者福祉に関する制度の改正	
(1)	障害者自立支援法の改正	5
(2)	障害者虐待防止法の成立	7
3	障害者基本法に基づく障害者基本計画との関係	8
4	計画の期間	9
	整理《第3期西東京市障害福祉計画 策定の視点》	10
第2章	障害者の状況	
1	障害者数の推移	11
2	特別支援学校等在籍者の状況	12
3	障害程度区分認定の状況	13
4	アンケート調査結果の概要	14
5	障害者団体等ヒアリング結果の概要	24
第3章	障害福祉計画の内容	
1	障害福祉サービスのサービス体系	27
2	国の基本指針に基づく平成26年度の数値目標	
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	28
(2)	入院中の精神障害者の地域生活への移行	28
(3)	福祉施設利用者の一般就労への移行	29
(4)	就労支援事業の利用者数	30
3	計画策定にあたっての重点検討課題	
(1)	市内における就労支援事業の展開	31
(2)	日中の活動場所の充実	33
(3)	市内の相談体制の充実	34
4	福祉サービス別の必要量の見込み	
(1)	介護給付・訓練等給付	36
(2)	地域生活支援事業	58
第4章	障害福祉計画の着実な推進に向けて	
1	計画の進捗状況の着実なモニタリング	72
2	障害福祉サービスの提供体制の整備	
(1)	相談支援体制の整備	72
(2)	支援ネットワークの構築	72
(3)	地域における基盤整備	72
(4)	民間の活力の導入	73
(5)	財源の確保	73
3	障害福祉サービスの質や利用のしやすさの確保	
(1)	サービス事業者に対する第三者評価	73
(2)	障害者に対する虐待防止	73
(3)	サービスに関する情報提供の充実	73
4	市民の理解と協働の推進	74

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

平成18年10月から全面的に施行された「障害者自立支援法」では、それまでに身体障害、知的障害、精神障害と障害の種別ごとにサービス提供のしくみが分かれていた状況を改め、市町村が一元的に福祉サービスを提供するしくみを創設するとともに、利用者負担の見直しや国の財政責任の明確化を通じて制度の安定化をめざしました。

また、同法は、都道府県及び市町村において、障害福祉サービスに関する計画（「障害福祉計画」）の策定を義務付け、基本的理念やサービス量を見込むためのガイドラインを盛り込んだ「基本的な指針」が国から示されました。

「基本的な指針」に示されている障害福祉計画の基本的理念

基本的理念

市町村及び都道府県は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるよう、障害者等の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、障害福祉計画を作成することが必要である。

1 障害者等の自己決定と自己選択の尊重

障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備を進める。

2 実施主体の市町村への統一と三障害に係る制度の一元化等

障害福祉サービスに関し、実施主体を市町村を基本とする仕組みに統一するとともに、従来、身体障害、知的障害及び精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度を一元化することにより、立ち後れている精神障害者等に対するサービスの充実を図り、都道府県の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障害福祉サービスの均てんを図る。

また、発達障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっているところであり、引き続きその旨の周知を図る。高次脳機能障害者についても同様である。

3 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進める。

本市においても、平成 18 年度から平成 20 年度を計画期間とする「第 1 期西東京市障害福祉計画」、平成 21 年度から平成 23 年度を計画期間とする「第 2 期西東京市障害福祉計画」を策定し、次の 4 点を計画推進の基本姿勢としながら、障害福祉サービス等の充実に努めてきたところです。

《第 2 期西東京市障害福祉計画推進の基本姿勢（4 点）》

- 1 相談支援体制の充実
- 2 地域生活支援サービスの充実
- 3 就労支援体制の充実
- 4 施設の新体系への移行促進

このたび、「第 2 期西東京市障害福祉計画」の計画期間の終了に伴い、「第 3 期西東京市障害福祉計画」を策定するものです。

法的根拠： 「障害者自立支援法」から抜粋

（市町村障害福祉計画）

第 88 条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 二 前号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項

2 障害者福祉に関する制度の改正

(1) 障害者自立支援法の改正

平成 22 年 6 月に閣議決定された「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」において、障害保健福祉分野については、現行の「障害者自立支援法」を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」（仮称）を制定することとされています。

なお、制度の見直しまでの間においても障害のある人の地域生活の支援の充実を図るために、議員立法により国会提出された「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえ障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」が平成 22 年 12 月に成立し、障害者自立支援法等が改正されました。

主な改正の内容は、以下の通りです。

① 利用者負担の見直し

- ・ これまで、利用者負担については、特別対策等により負担上限月額が大幅に引き下げられ、実質的には負担能力に応じた負担となっていました。しかし、法律上は 1 割負担が原則となっていたため、このたびの改正により、法律上においても障害者等の家計の負担能力に応じたもの（応能負担）を原則とすることになりました。

② 障害者の範囲の見直し

- ・ 障害者の定義について、「発達障害者支援法第 2 条第 2 項に規定する発達障害者」が含まれることを明確化しました。

「発達障害者支援法」から抜粋

（定義）
第 2 条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。
2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活

活又は社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは、発達障害者のうち 18 歳未満のものをいう。

③ 相談支援の充実

- ・ 基幹相談支援センターについて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設とされました。
- ・ これまで、自立支援協議会の位置づけは法律上不明確でしたが、その設置の促進や運営の活性化を図るため、法律上に根拠を設けることになりました。

《自立支援協議会の主な業務等》

主な業務	関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。
その他	都道府県及び市町村は、自立支援協議会を設置したときは、それぞれの障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合には、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くように努めなければならない。

- ・ 相談支援の充実として、これまでの「相談支援」の定義が、「基本相談支援」「地域相談支援」「計画相談支援」に分けられました。

④ 地域における自立した生活のための支援の充実

- ・ これまで、重度の視覚障害者の移動支援は、地域生活支援事業の中で行われてきましたが、障害福祉サービスにおいて、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の便宜を供与する「同行援護」が創設されました。
- ・ 特定障害者特別給付費の支給対象について、共同生活介護（ケアホーム）又は共同生活援助（グループホーム）を利用する支給決定障害者のうち所得の状況その他の事情をしん酌して必要と認める者が加わり、居住費が助成されることになりました。

⑤ その他

- ・ 「児童デイサービス」が、障害福祉サービスから児童福祉法による通所サービスへ移行されました。
- ・ 成年後見制度利用支援事業（障害福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障害者のうち、費用の補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難な場合に、その費用を支給する事業）が、市町村の地域生活支援事業の必須事業化されました。

（２）障害者虐待防止法の成立

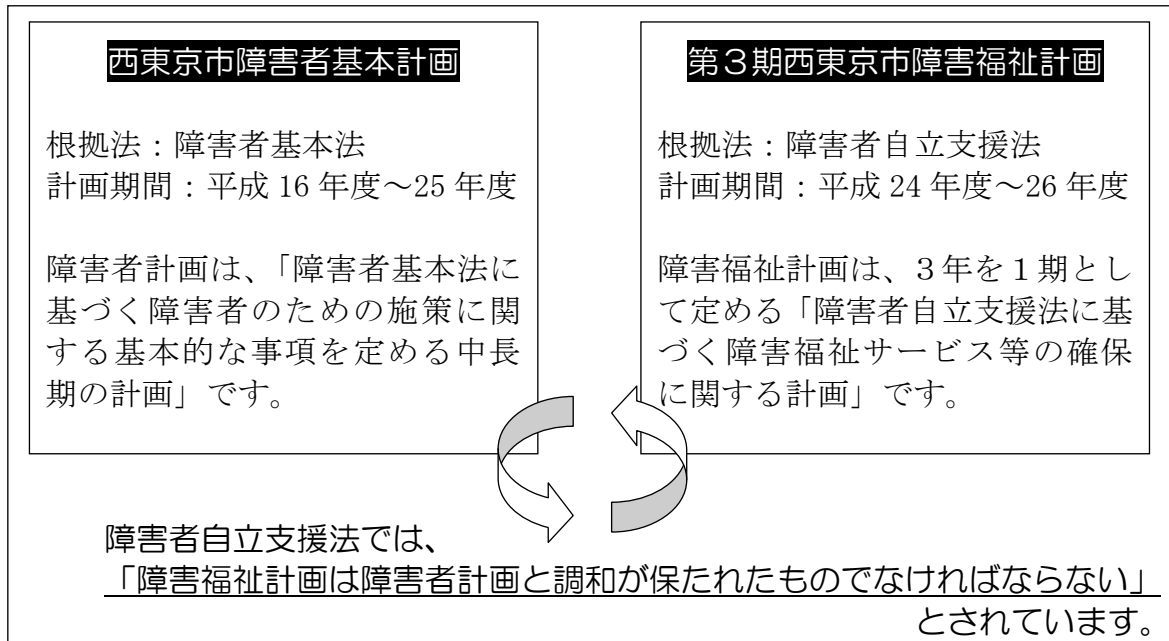
平成 23 年 6 月に、「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」が成立し、平成 24 年 10 月から施行されます。同法は、障害者の虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じるための法律で、障害者への虐待を見つけた人に市町村への通報を義務づけるほか、虐待が疑われる家庭への市町村の立ち入り調査も可能になります。

また、国の「基本的な指針」では、障害者虐待防止法を踏まえ、都道府県障害者権利擁護センター、市町村障害者虐待防止センターを中心として、虐待防止に向けたシステムの整備に取り組むこと等の規定が盛り込まれました。

3 障害者基本法に基づく障害者基本計画との関係

本計画は、障害者自立支援法 88 条に基づき、本市の「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」に位置づけられますが、障害者基本法 11 条に基づく障害者基本計画とは調和が保たれていることが求められます。

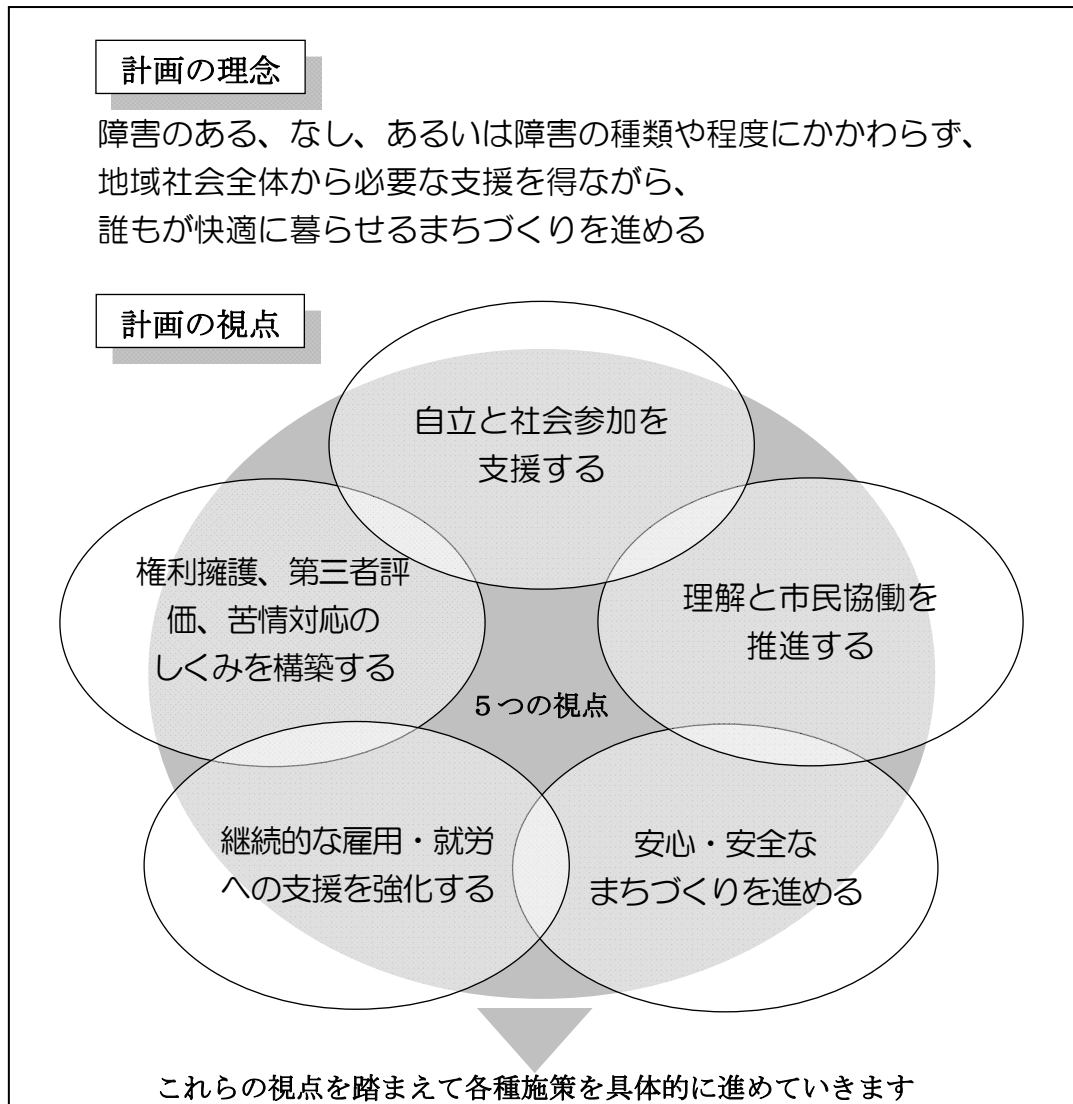
「障害者基本計画」と「障害福祉計画の関係」



本市では、平成 16 年度から平成 25 年度を計画期間とする「西東京市障害者基本計画（平成 21 年度改定）」に基づいて、障害者施策を推進してきているところです。

本計画の実施にあたっては、「西東京市障害者基本計画（平成 21 年度改定）」と調和を保ちながら、進めていくこととします。

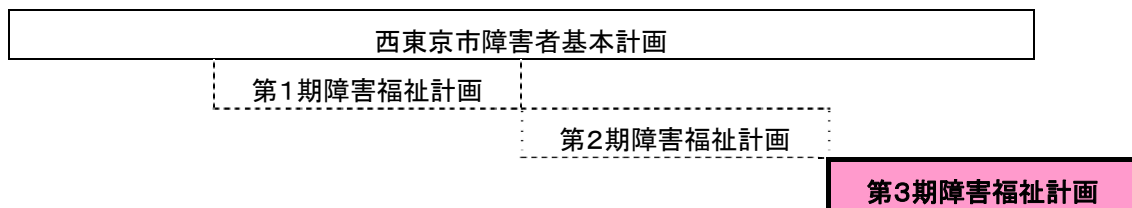
「西東京市障害者基本計画」における計画の理念、策定の視点



4 計画の期間

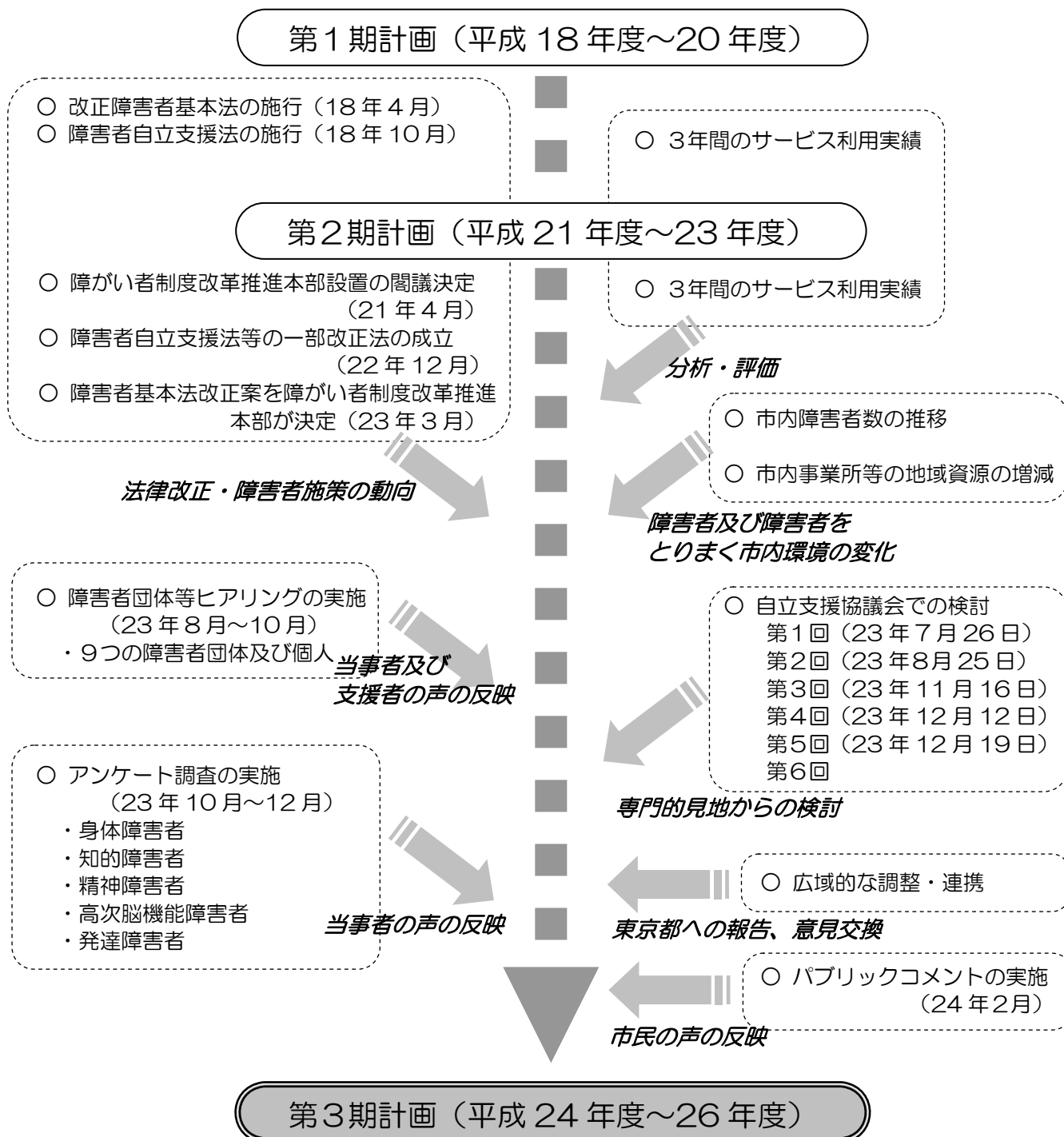
平成 24 年度から平成 26 年度の3か年を計画期間とします。

16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------



整理

《第3期西東京市障害福祉計画 策定の視点》



- 障害者総合福祉法案（仮称）
（平成24年に法案提出、平成25年8月までの施行を目指す）

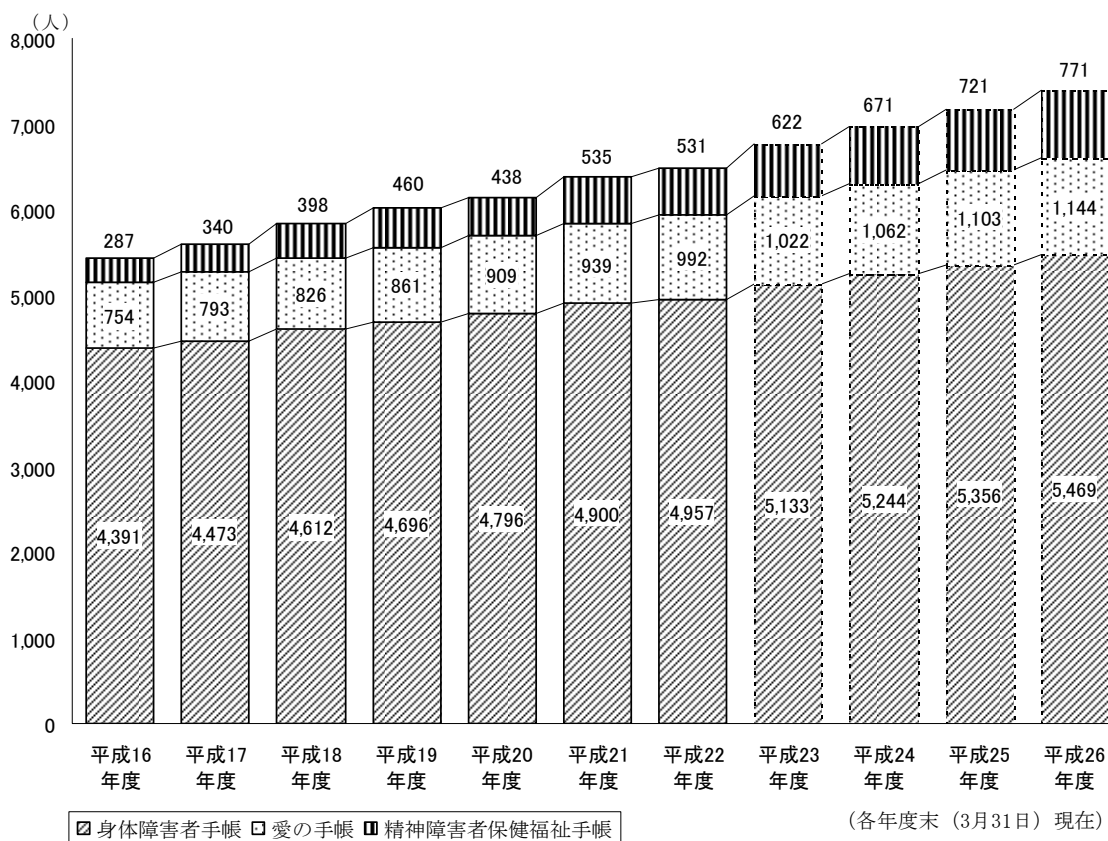
第2章 障害者の状況

1 障害者数の推移

平成22年度末（平成23年3月31日）現在、身体障害者手帳所持者数は4,957人、愛の手帳所持者数は992人、精神障害者保健福祉手帳所持者数は531人となっています。

障害者手帳所持者数は年々増加しており、平成26年度末における障害者数（身体障害者・知的障害者・精神障害者の合計）は、平成17年度の約1.3倍になると推計されます。

【障害者数の推移（平成22年度までは実績、平成24～26年度は推計）】



2 特別支援学校等在籍者の状況

平成 23 年度は、高校生 80 人、中学生 32 人が特別支援学校等に在籍しています。

また、市立中学校の特別支援学級には 53 人、市立小学校の特別支援学級には 38 人が在籍しています。

【西東京市在住者在籍状況(平成 23 年度)】

	小平特別支援学校	大泉特別支援学校	田無特別支援学校	武蔵野東技能高等専修学校	学芸大付属特別支援学校	石神井特別支援学校	旭出特別支援学校	小金井特別支援学校	立川ろう学校	合 計
総合計	6	7	54	14	2	1	3	21	4	112
高校生合計	3	3	54	14	1	0	2	0	3	80
3年生	3	0	13	3	1	0	1		2	23
2年生	0	2	24	5	0	0	0		0	31
1年生	0	1	17	6	0	0	1		1	26
中学生合計	3	4	0	0	1	1	1	21	1	32
3年生	0	2			1	1	1	6	0	6
2年生	2	1			0	0	0	10	1	11
1年生	1	1			0	0	0	5	0	5

【西東京市立中学校・小学校 特別支援学級生徒数・児童数(平成 23 年度)】

	田無第一中学校	保谷中学校	合 計
総合計	25	28	53
知的障害合計	9	17	26
3年生	2	6	8
2年生	1	3	4
1年生	6	8	14
学級数	2	3	5
情緒障害合計	16	11	27
3年生	5	3	8
2年生	4	4	8
1年生	7	4	11
学級数	2	2	4

	田無小学校	中原小学校	東小学校	合 計
総合計	18	17	3	38
知的障害合計	6	7	3	16
6年生	4	5	5	14
5年生	5	5	3	13
4年生	6	5	3	14
3年生	2	2	1	5
2年生	0	3	2	5
1年生	4	2	0	6
学級数	3	3	2	8
情緒障害合計	12	10	0	22
6年生	2	1	0	3
5年生	2	2	0	4
4年生	6	0	0	6
3年生	2	3	0	5
2年生	5	3	0	8
1年生	5	4	0	9
学級数	3	2	0	5

3 障害程度区分認定の状況

介護給付に関するサービスを受けるためには、障害程度区分の認定が必要になります。障害程度区分は、訪問等の調査での聴き取りに基づくコンピュータによる一次判定と、認定審査会による二次判定を経て決定されます。

平成 22 年度は、166 件（身体障害者 52 件・知的障害者 103 件・精神障害者 11 件）の審査判定を行いました。判定の結果は以下のとおりです。

【障害程度区分認定審査結果】

身体障害者

二次判定 一次判定	非該当	1	2	3	4	5	6	合計
非該当	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	4	1	0	0	0	0	5
2	0	0	11	7	0	0	0	18
3	0	0	0	8	3	0	0	11
4	0	0	0	0	2	4	0	6
5	0	0	0	0	0	4	2	6
6	0	0	0	0	0	0	6	6
合計	0	4	12	15	5	8	8	52

知的障害者

二次判定 一次判定	非該当	1	2	3	4	5	6	合計
非該当	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	5	2	0	0	0	0	7
2	0	0	15	6	1	0	0	22
3	0	0	0	13	10	2	0	25
4	0	0	0	0	2	17	1	20
5	0	0	0	0	0	9	10	19
6	0	0	0	0	0	0	10	10
合計	0	5	17	19	13	28	21	103

精神障害者

二次判定 一次判定	非該当	1	2	3	4	5	6	合計
非該当	0	0	0	0	0	0	0	0
1	0	3	3	0	0	0	0	6
2	0	0	3	1	1	0	0	5
3	0	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	0	0	0	0	0	0
5	0	0	0	0	0	0	0	0
6	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	3	6	1	1	0	0	11

4 アンケート調査結果の概要

計画策定の基礎資料とするため、平成 23 年 10 月～12 月にかけて、市内に居住する障害者に対し、福祉サービスの利用状況・利用意向等を把握するアンケート調査を実施しました。

調査対象は、平成 23 年 9 月時点で、障害者自立支援法に基づくサービスを利用している市内居住者全員と、同サービスを利用していない障害者手帳所持者（身体障害者手帳、愛の手帳、精神保健福祉手帳のいずれかを所持する方）の中から無作為に抽出した方々です。

なお、精神障害者については、精神障害者保健福祉手帳を所持していない方も多くいると思われることから、市内の精神障害者福祉関係施設（地域活動支援センター・ハーモニー等）に調査票を設置し、配布する方法も実施しました。

【調査票回収状況】

調査種類	対象者	対象者数	有効回収数	有効回収率
身体障害者調査	身体障害者手帳所持者	2,132	1,136	53.3%
知的障害者調査	愛の手帳所持者	930	398	42.8%
精神障害者調査	精神障害者保健福祉手帳所持者、 及び施設利用者	407	169	41.5%

また、今回の調査では、これまで調査対象となりにくかった高次脳機能障害者と発達障害者についても、それぞれの障害の特性等を考慮した調査票を作成し、調査を実施することとしました。これらの方々は、いわゆる3障害の分類にあてはまりにくく、障害者手帳の所持や障害福祉サービスの利用に繋がらないケースも多くあると考えられることから、関係機関を通じて対象と思われる方々に協力を依頼しました。

さらに、身体・知的・精神障害者用の調査票に高次脳機能障害や発達障害に関する設問を加えるなど調査票を工夫し、できる限り広く対象者を把握するように努めました。

【高次脳機能障害者用・発達障害者用調査票回収状況】

調査種類	対象者	対象者数	有効回収数	有効回収率
高次脳機能障害者調査	関係機関において高次脳機能障害があると思われる者	—	16	—
発達障害者調査	関係機関において発達障害があると思われる者	—	1	—

(1) 普段の介助・援助の状況

身体障害者の約半数は普段、介助・援助を受けており、介助・援助の内容としては「外出するとき」が最も多いです。知的障害者は9割弱が普段、介助・援助を受けており、内容としては「暮らしに必要な事務手続き」が最も多いです。精神障害者が受けている介助・援助の内容は、「食事の準備や調理など」が最も多く、主な介助・援助者は「父・母」が約4割を占めています。

身体障害者 n=1,136 【普段、あなたを主に介助・援助しているのはどなたですか】										
特に介助・援助は受けていない	配偶者 (夫または妻)	子ども (子どもの配偶者も含む)	ホームヘルパー	父、母	施設 の や 病 院 の 職 員	兄弟、姉妹	友人、仲間	その他の親せき	訪問医師 や看護師	その他
43.8%	26.8%	8.8%	5.5%	4.3%	3.0%	1.6%	1.0%	0.2%	0.2%	0.9%

何らかの介助・援助を受けている 52.3%

【どのようなときに介助・援助を受けていますか（複数回答）】 ※上位5項目を掲載

対 象	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 n=592	外出するとき 53.4%	家事(調理、掃除、洗濯)をするとき 41.2%	暮らしに必要な事務手続き 37.7%	お風呂に入ったり、身体を洗うとき 37.2%	生活費などお金の管理 30.2%

知的障害者 n=398 【普段、あなたを主に介助・援助しているのはどなたですか】										
特に介助・援助は受けていない	配偶者 (夫または妻)	子ども (子どもの配偶者も含む)	ホームヘルパー	父、母	施設 の や 病 院 の 職 員	兄弟、姉妹	友人、仲間	その他の親せき	祖父、祖母	その他
11.6%	1.0%	-	0.8%	59.3%	22.1%	2.0%	0.3%	-	0.8%	0.8%

何らかの介助・援助を受けている 87.1%

【どのようなときに介助・援助を受けていますか（複数回答）】 ※上位5項目を掲載

対 象	1位	2位	3位	4位	5位
知的障害者 n=346	暮らしに必要な事務手続き 76.0%	生活費などお金の管理 73.1%	外出するとき 66.5%	服薬するとき 53.8%	家事(調理、掃除、洗濯)をするとき 53.5%

精神障害者 n=169 【どのようなときに介助・援助を受けていますか（複数回答）】				
介助・援助は受けていない	食事の準備や調理など	急に具合が悪くなったときの相談や対処	部屋の掃除、整理整頓	衣類の洗濯
33.7%	26.6%	21.3%	20.7%	20.7%

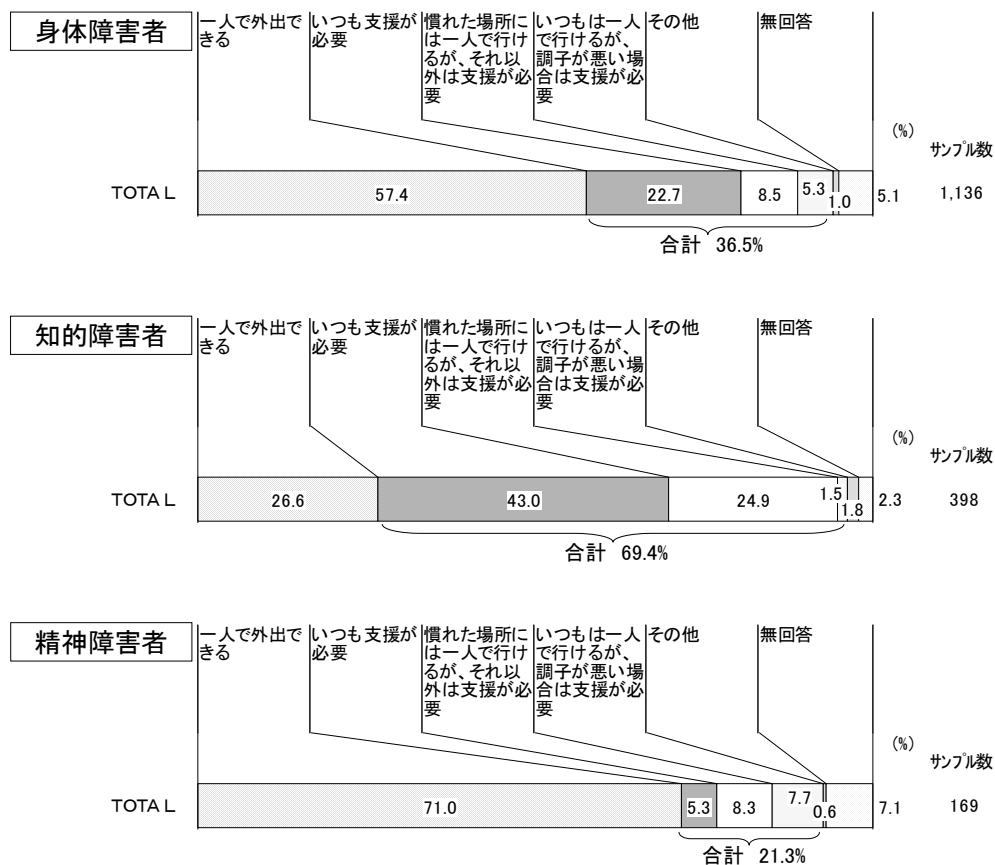
【普段、あなたを主に介助・援助しているのはどなたですか】 ※上位5項目を掲載

対 象	1位	2位	3位	4位	5位
精神障害者 n=86	父、母 40.7%	配偶者(夫または妻) 11.6%	施設や病院の職員 8.1%	兄弟、姉妹 4.7%	ホームヘルパー 3.5%

(2) 外出の状況

外出時に何らかの支援を必要としている人の割合は、身体障害者では36.5%、知的障害者では69.4%、精神障害者では21.3%です。

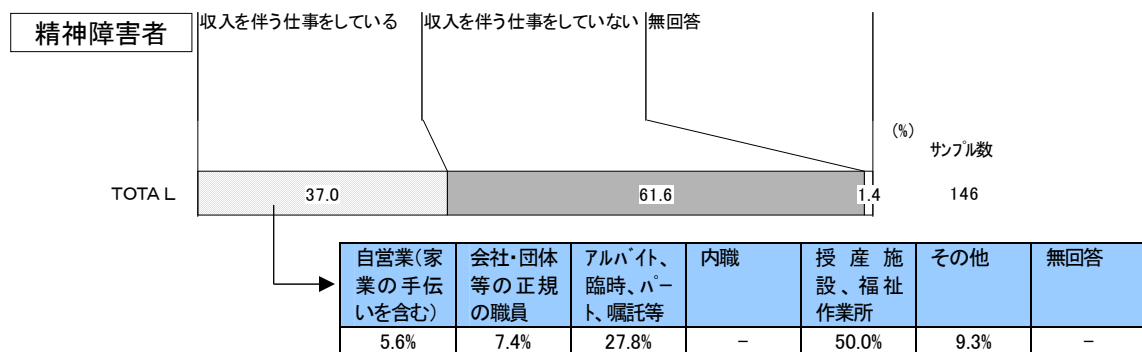
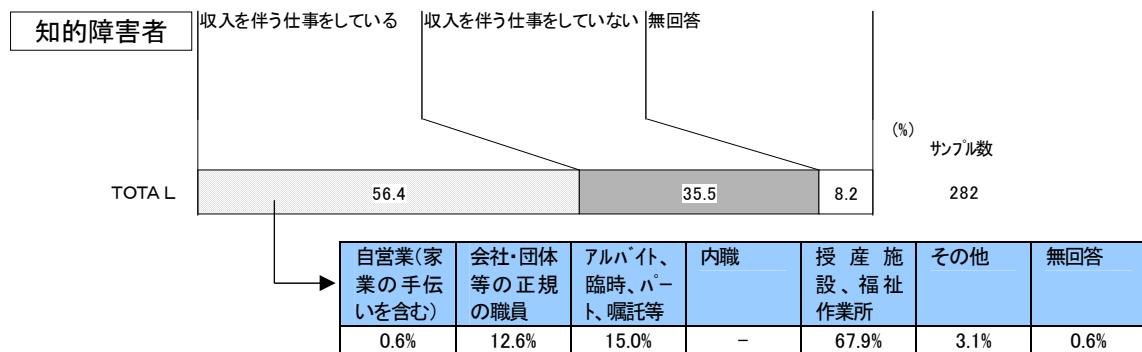
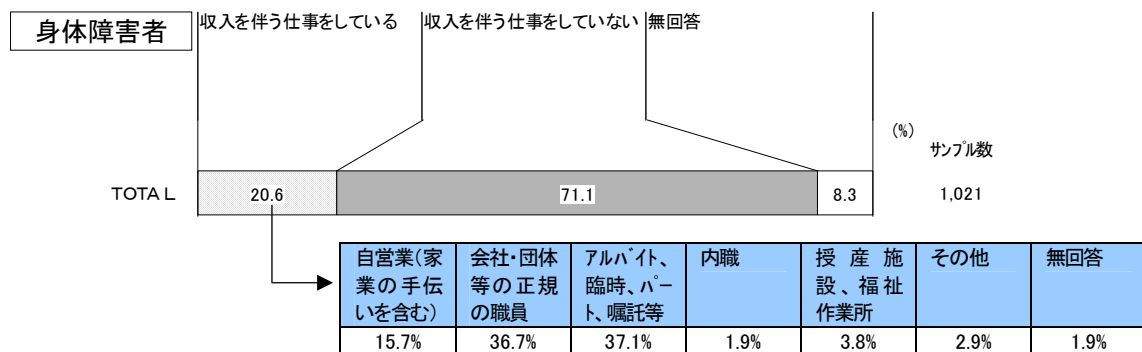
【外出するときに支援が必要ですか】



(3) 就労の状況

18歳以上で、現在、収入を伴う仕事をしている人の割合は、身体障害者では20.6%、知的障害者では56.4%、精神障害者では37.0%です。なお、知的障害者の仕事の形態は、「授産施設または福祉作業所」が67.9%を占めます。

【現在、あなたは収入を伴う仕事をしていますか】



(4) 相談について

身体障害者では「相談できるところは特にない」と回答した人が、17.8%みられます。精神障害者では、夜間や休日に急に具合が悪くなったときなど、困ったときに「誰にも相談しなかった」人が13.6%みられます。

【家族や親せき以外に、どのようなところに悩み事や心配事を相談していますか（複数回答）】
※上位4項目、及び「相談できるところは特にない」を掲載

対 象	1位	2位	3位	4位	
身体障害者 n=1,136	友人・知人 26.1%	病院・診療所 18.0%	市役所の福祉相談窓口 13.8%	地域活動支援センター 6.1%	相談できるところは特にない 17.8%
知的障害者 n=398	福祉施設や作業所の職員 34.2%	市役所の福祉相談窓口 20.6%	病院・診療所 20.6%	友人・知人 18.1%	相談できるところは特にない 6.3%

【急に具合が悪くなったときなど、困ったときに誰かに相談しましたか（複数回答）】
※上位4項目、及び「誰にも相談しなかった」を掲載

対 象	1位	2位	3位	4位	
精神障害者 n=169	家族や親せきに相談した 56.2%	通院している病院や過去に入院した病院に相談した 25.4%	友人・知人に相談した 17.2%	現在通っている福祉施設に相談した 10.1%	誰にも相談しなかった 13.6%

(5) 福祉サービスなどの情報の入手先

福祉サービスなどの情報の入手先としては、身体障害者、知的障害者、精神障害者ともに、「市の広報紙」をあげる人が最も多いです。

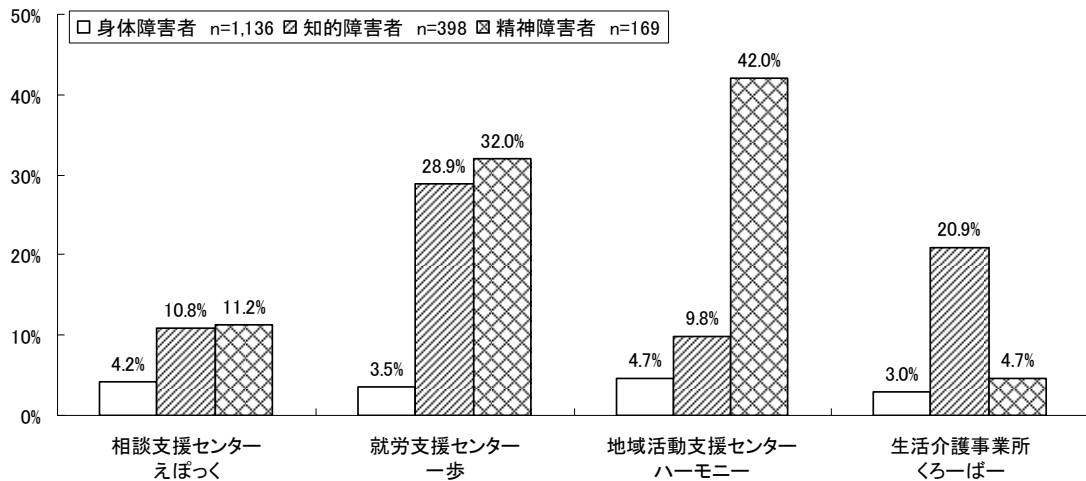
【福祉サービスなどの情報を主にどこから得ていますか（複数回答）】 ※上位5項目を掲載

対 象	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 n=1,136	市の広報紙(テープ含む) 60.7%	都の広報紙(テープ含む) 14.2%	テレビ、ラジオ、新聞 13.4%	家族、親せき 12.7%	友人、知人 10.4%
知的障害者 n=398	市の広報紙(テープ含む) 45.5%	学校、職場、施設 37.9%	友人、知人 19.3%	障害者団体 16.3%	家族、親せき 14.6%
精神障害者 n=169	市の広報紙(テープ含む) 35.5%	病院、診療所 32.5%	友人、知人 11.8%	家族、親せき 11.2%	学校、職場、施設 9.5%

(6) 障害者総合支援センター・フレンドリー及び 同センター内事業の認知状況

「相談支援センター えぼっく」を知っている人は、身体障害者の 4.2%、知的障害者の 10.8%、精神障害者の 11.2%です。

【障害者総合支援センター「フレンドリー」にある次の施設を知っていますか】
※値は「知っている人の割合」



(7) サービス利用状況・利用意向

この1年のサービスの利用状況と今後の利用意向を比較してみると、いずれのサービスでも利用意向(今後利用したいと回答した人の割合)が利用状況(実際に利用した人の割合)を上回ります。

身体障害者 n=1,136

【この1年くらいの間に、次のサービスを利用したことがありますか】

【次のサービスの中で、今後も引き続き、あるいは新たに利用したいサービスはありますか】

サービス名	この1年間に利用した (a)	引き続き、あるいは 新たに利用したい(b)	差(b-a)
ホームヘルプサービス	11.5%	17.2%	5.7ポイント
短期入所(ショートステイ)	5.0%	9.1%	4.1ポイント
補装具の支給・修理	14.3%	23.2%	8.9ポイント
日常生活用具の給付	7.6%	16.5%	8.9ポイント
住宅設備改善費の給付	3.4%	13.6%	10.2ポイント
タクシー料金・自動車燃料費の助成	61.4%	68.1%	6.7ポイント
移動支援(ヘルパーの派遣)	6.6%	13.1%	6.5ポイント
生活サポート	5.9%	11.9%	6.0ポイント
日中一時支援	0.9%	7.2%	6.3ポイント
地域活動支援センター	4.7%	6.7%	2.0ポイント
手話通訳者・要約筆記者の派遣	1.1%	2.4%	1.3ポイント

知的障害者 n=398

サービス名	この1年間に利用した (a)	引き続き、あるいは 新たに利用したい(b)	差(b-a)
ホームヘルプサービス	3.3%	9.0%	5.7ポイント
短期入所(ショートステイ)	15.3%	34.7%	19.4ポイント
補装具の支給・修理	5.8%	7.5%	1.7ポイント
日常生活用具の給付	2.0%	7.3%	5.3ポイント
住宅設備改善費の給付	0.3%	5.8%	5.5ポイント
タクシー料金・自動車燃料費の助成	31.4%	41.2%	9.8ポイント
移動支援(ヘルパーの派遣)	27.4%	40.2%	12.8ポイント
生活サポート	4.8%	14.8%	10.0ポイント
日中一時支援	10.1%	28.9%	18.8ポイント
地域活動支援センター	3.0%	14.6%	11.6ポイント
手話通訳者・要約筆記者の派遣	-	0.5%	0.5ポイント

精神障害者 n=169

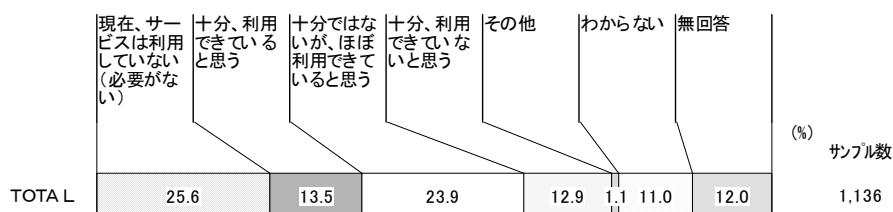
サービス名	この1年間に利用した (a)	引き続き、あるいは 新たに利用したい(b)	差(b-a)
ホームヘルプサービス	6.5%	12.4%	5.9ポイント
短期入所(ショートステイ)	4.1%	11.8%	7.7ポイント
移動支援(ヘルパーの派遣)	3.0%	6.5%	3.5ポイント
生活サポート	4.1%	20.1%	16.0ポイント
日中一時支援	1.8%	4.7%	2.9ポイント
地域活動支援センター・ハーモニー	21.9%	27.2%	5.3ポイント

十分にサービスを利用できていないと思っている人の割合は、身体障害者では12.9%、知的障害者では22.4%、精神障害者では19.5%です。

十分に利用できない理由としては、「どのようなサービスがあるかわからないから」や「利用の仕方がわからないから」が多くあげられています。

身体障害者

【あなたは、現在、必要だと思うサービスを、十分利用できていると思いますか】

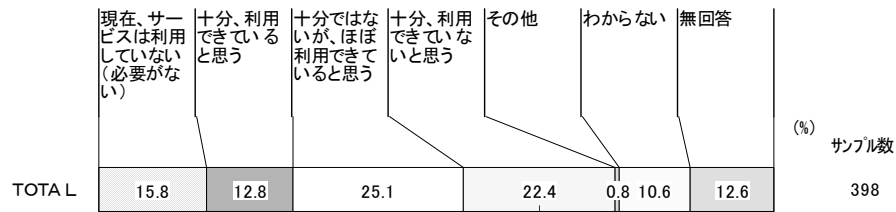


【十分利用できていない理由は何ですか】

どのようなサービスがあるかわからないから	利用の仕方がわからないから	自己負担が大きく、利用できないから	支給要件に該当しないから	必要とするサービスがないから
32.9%	26.7%	26.0%	17.8%	11.0%

知的障害者

【あなたは、現在、必要だと思うサービスを、十分利用できていると思いますか】

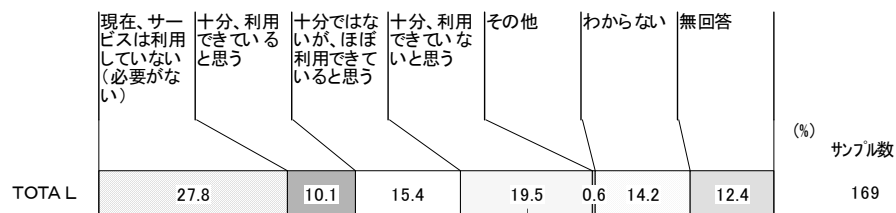


【十分利用できていない理由は何ですか】

どのようなサービスがあるかわからないから	利用の仕方がわからないから	自己負担が大きく、利用できないから	支給要件に該当しないから	必要とするサービスがないから
19.1%	29.2%	19.1%	14.6%	10.1%

精神障害者

【あなたは、現在、必要だと思うサービスを、十分利用できていると思いますか】



【十分利用できていない理由は何ですか】

どのようなサービスがあるかわからないから	利用の仕方がわからないから	自己負担が大きく、利用できないから	支給要件に該当しないから	必要とするサービスがないから
42.4%	42.4%	21.2%	21.2%	21.2%

(8) 今後、希望する日中の過ごし方

今後、希望する日中の過ごし方としては、身体障害者では半数強の人が「自宅でのんびり過ごしたい」、知的障害者では3人に1人が「施設内で就労したり、生産活動をしながら過ごしたい（就労継続支援）」と回答しています。また、精神障害者では「自宅でのんびり過ごしたい」と「一般企業で働きたい」との回答がそれぞれ3割を超えて多くなっています。

【今後、どのように日中を過ごしたいと思いますか（複数回答）】 ※上位5項目を掲載

対 象	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 n=1,136	自宅でのんびり過ごしたい 53.3%	身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を受けたい（自立訓練） 12.4%	創作活動や社会との交流などを行うところで過ごしたい（地域活動支援センター） 11.4%	一般企業などで働きたい 10.7%	医療機関で機能訓練、看護などを受けながら過ごしたい（療養介護） 7.2%
知的障害者 n=398	施設内で就労したり、生産活動をしながら過ごしたい（就労継続支援） 33.9%	職場探しや職場定着のための支援を受けたい（就労移行支援） 21.6%	一般企業などで働きたい 17.3%	自宅でのんびり過ごしたい 15.3%	施設で介護を受けながら、創作的活動などを行いたい（生活介護） 13.6%
精神障害者 n=169	自宅でのんびり過ごしたい 35.5%	一般企業などで働きたい 34.9%	施設内で就労したり、生産活動をしながら過ごしたい（就労継続支援） 20.1%	職場探しや職場定着のための支援を受けたい（就労移行支援） 14.8%	身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を受けたい（自立訓練） 13.6%

(9) 将来（今後）、希望する暮らし方

知的障害者では、約2割が「共同生活する住居（グループホーム等）」で暮らしたいと回答しています。

【将来（今後）、あなたはどのよう暮らしたいと思いますか】

対 象	1位	2位	3位	4位	5位
身体障害者 n=1,136	現在と同じように暮らしたい 69.8%	現在と一緒に住んでいない家族と一緒に暮らしたい 6.7%	施設に入りたい 4.1%	一人暮らしをしたい 2.3%	共同生活する住居（グループホーム等）で暮らしたい 1.3%
知的障害者 n=398	現在と同じように暮らしたい 42.5%	共同生活する住居（グループホーム等）で暮らしたい 21.9%	現在と一緒に住んでいない家族と一緒に暮らしたい 8.3%	一人暮らしをしたい 5.8%	施設に入りたい 4.5%
精神障害者 n=169	現在と同じように暮らしたい 45.6%	現在と一緒に住んでいない家族と一緒に暮らしたい 13.6%	一人暮らしをしたい 11.2%	共同生活する住居（グループホーム等）で暮らしたい 4.1%	施設に入りたい 0.6%

(10) 高次脳機能障害者調査票、発達障害者調査票回答者の状況

高次脳機能障害者用調査票については、16 人の方から回答をいただき、そのうち 5 人の方が「高次脳機能障害」と診断されたことがあると回答しています。その方々が必要とする支援としては、「医療や福祉についての相談体制の充実」などがあげられています。

また、具体的には「これまでの身体・精神障害のプログラムに当てはめようとせずに、独自のプログラムが必要」との記入もみられました。

【どのような支援があるとよいと思いますか（複数回答）】

高次脳機能障害と診断された者 n=5	医療や福祉についての相談体制の充実	年金や手当など所得保障の充実	リハビリなど訓練内容と機会の充実	通所施設や作業所など日中活動の場の充実	就労や就労支援の充実
	4 人	4 人	4 人	4 人	1 人

発達障害者用調査票については、1 人の方から回答をいただきました。

日常生活においては、「言われた内容を忘れてしまうことがあるが、事前にメモをとるなどして備えておけば特に支障はない」と回答しています。

また、必要とする支援としては、「自分のペースが乱されるのを極端に嫌うので、障害の状況にあった支援があるとよい」との記入がみられました。

5 障害者団体等ヒアリング結果の概要

平成 23 年 8 月 12 日～10 月 31 日にかけて、9つの障害者団体・個人に対してヒアリングを実施しました。主な内容は以下のとおりです。

(1) 障害者自立支援法に基づくサービス等について

- ・ サービス自体の周知が不十分であるとの意見多数。また、単にサービスの内容を知らせるだけでなく、「その人に合ったサービス」を提案してもらえそうなコーディネーター、あるいは介護保険のケアマネジャーのような専門職が窓口にいるとよいとの意見があった。
- ・ サービスごとに受給者証が作成され、更新手続きが煩雑。また、精神障害者団体からは、申請書類の記入欄が小さく、記入に時間がかかりパニックになるとの意見もあった。
- ・ 知的障害者団体からは、障害程度区分の認定基準が明確でない、三障害共通の認定項目（106 項目）が知的障害者に当てはまらないものを多いとの意見があった。
- ・ 利用しにくいサービスとして挙げられたのは、主にショートステイと移動支援。理由は、ショートステイでは、2か月前に申し込む必要がある、予約が取りにくい。移動支援では、通学や施設への通所等での利用が認められないこと。
- ・ グループホーム・ケアホームについては、市内における量的な不足とともに、ケアを必要とする重度の人が利用できないとの意見があった。
- ・ 就労移行支援については、現在、利用が2年間であるが、期間を長く設定し、一度就労に失敗しても再度挑戦できるような柔軟な制度にするとよい。また、市内で事業を実施してほしい。
- ・ 重症心身障害児（者）に対応できる事業所の参入を促したり、ヘルパーの養成を進める必要があるとの意見があった。
- ・ （精神障害者作業所が）就労継続支援B型に移行したために、作業ができる人たちだけが残し、作業ができない人たちが通所できず、家に引きこもるなどの状況が起きている。その人たちは病院のデイケアにもつながっておらず、何らかの支援が必要である。
- ・ 市内に就労継続支援A型の施設があるとよい。B型は賃金が低く（利用料のほうが高いこともある）、張り合いを持って働けない。

- ・ 緊急一時は、すぐに利用したいと思っても、対応できる事業所が少ない。また、施設が遠いと移動が大変。市内に対応できる施設があるとよい。
- ・ 地域活動支援センターについては、精神障害者と身体障害者用のセンターは市内にあるが、知的障害者用のセンターがなく、設置希望の意見があった。

（２）現在、不安に感じていること

- ・ 学校卒業後の行き先として、通所施設が市内に十分に整備されていないことが不安。
- ・ 精神障害者では、服薬がきちんとできない（規則正しく服薬できない）ことに不安を感じている人が多数いた。
- ・ パニック症候群で、付き添いなく外出すると不安。遠くに行くときは、ヘルパーが付き添ってくれると発作が起きたときも助かるし、安心できる。
- ・ 障害者本人は困ったことをなかなか伝えられない。「何か困ったことはあるか」と尋ねるのではなく、普段から接触する機会を増やしてほしい。
- ・ 来月から仕事を始めるが業務の内容が少し不安（発達障害者）。仕事の悩みなどは一歩に相談しようと思っている。
- ・ 重症心身障害児（者）では、次年度以降の対応が都から市に移ることに関する不安や、在宅生活で十分なサービス量（ヘルパーの派遣時間等）を認められるか等の不安が聞かれた。また、重症児は医療面での対応が不可欠であり、最後は施設が必要になるとの意見があった。

（３）その他の意見・要望等

- ・ 成年後見制度については、市民後見人の養成なども進め、市民の力で見守っていく制度となるとよい。また、知的障害者については、制度を利用するための支援が必要である。
- ・ 障害者の権利を守るための方策を検討してほしい。
- ・ 障害者本人に対するサービスの充実だけでなく、家族への支援も考えてもらいたい。知的障害者や精神障害者は、親が介護者であるケースが多いが、親も高齢化してきている。
- ・ 幼児はホームヘルプを利用できないが、対象を拡大してはどうか。お母さんの息抜きも必要。ただし、ただ預かるだけでなく、お母さんに「障害のあ

る子どもを育てる力」をつけてもらうプログラムも必要になる。

- ・ 学校の先生の発達障害児への理解はこれからの課題。学校の中でうまくいかなくなる子どももいる。また、就学前ー就学中ー就学後の一貫した支援体制が必要になる。
- ・ 発達障害は小さい頃に周囲の理解と適切な対応があるかどうか、その後大きく影響する。発達障害児（者）の数は把握されていないが、市内にもかなりいるはず。まず相談体制を充実させ、小さい頃から「支援の輪」に入れていくことが大切。
- ・ 精神障害者では、日中の支援事業を活用しながら、規則正しい生活を身に付け、その後、仕事に就きたいと考えているとの意見が多数。
- ・ 知的障害者団体から、「学校卒業後も一貫して、継続的に支援できるセンター機能」があるとよいとの意見があった。
- ・ 相談については、とりあえず「そこに行けば何とかなる」というような窓口があるとよい。初めからいろいろな機能で分化されていると、どこに相談に行けばよいかわからなくなる。

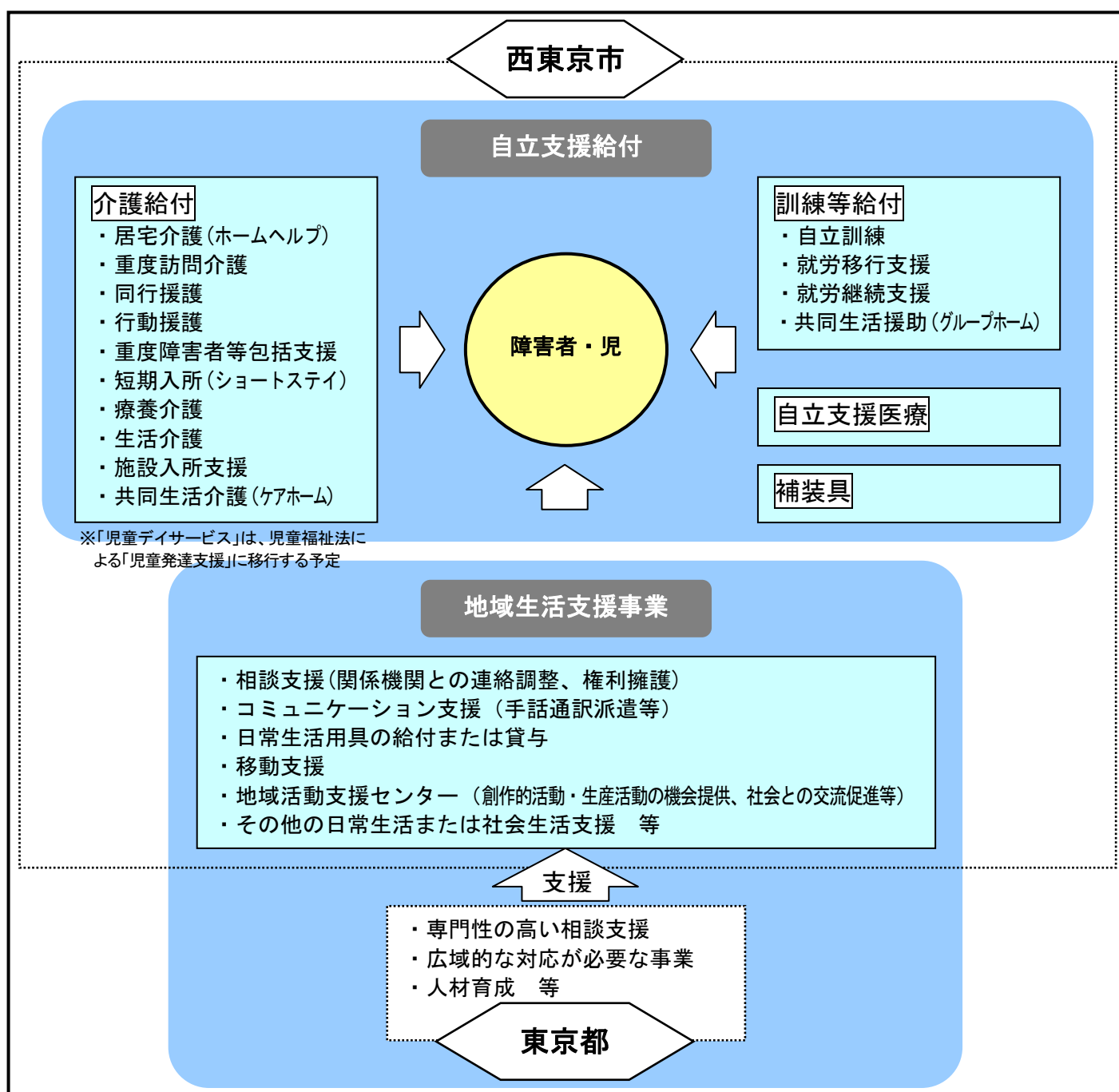
第3章 障害福祉計画の内容

1 障害福祉サービスのサービス体系

障害者自立支援法による総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

福祉サービスは、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、地域の実情に合わせて市が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置づけられます。



2 国の基本指針に基づく平成 26 年度の数値目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、現在、福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行することが見込まれる者の数を見込み、その上で、平成 26 年度末における地域生活に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本的な指針では、「平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が地域生活に移行することとするとともに、これにあわせて平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数から 1 割以上削減することを基本とする」とされています。

本市では、平成 17 年 10 月 1 日現在の入所者数 129 人のうち 13 人が、平成 26 年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

項 目	数 値	備 考
平成 17 年 10 月 1 日現在の入所者数*	129 人	第 1 期計画策定時に確認
【目標値】地域生活移行者数	13 人	平成 26 年度末までに地域生活に移行する者の目標数

*入所者数：身体障害者療護施設、身体障害者入所更生施設、身体障害者入所授産施設、知的障害者入所更生施設、知的障害者入所授産施設に入所している者の合計数

(2) 入院中の精神障害者の地域生活への移行

東京都から示されている留意事項では、「精神障害者の地域生活移行については、都道府県において、目標を設定するとともに、入院中の精神障害者の地域生活移行に必要な地域相談支援及び障害福祉サービスの利用者数を推計することとされており、区市町村においては、独自に把握している場合を除き、東京都の推計値をサービス見込量の算定に反映する必要がある」とされています。

(現段階で東京都の推計値が示されていないため保留・検討中)

(3) 福祉施設利用者の一般就労への移行

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 26 年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定します。

国の基本的な指針では、「平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上とすることが望ましい。また、福祉施設における就労支援を強化する観点から、平成 26 年度末における福祉施設利用者のうち、2 割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成 26 年度末において、就労継続支援事業のうち 3 割は就労継続支援（A 型）事業を利用することをめざす」とされています。

東京都が示している「第 3 期障害福祉計画の策定に向けた留意事項」では、「東京都では、福祉施設からの一般就労移行者数の数値目標（平成 17 年度実績を基準として 4 倍）の他に、福祉施設からの一般就労に限らず、「区市町村障害者就労支援事業」による一般就労者数の数値目標を独自に定めることとしており、平成 17 年度実績を基準として 2 倍以上とする」とされています。

本市では、平成 17 年度において「区市町村障害者就労支援事業」の支援を受けて一般就労した人が 6 人いることから、その 3 倍である 18 人が、平成 26 年度において、一般就労することをめざします。なお、目標数値には、「区市町村障害者就労支援事業」による支援を受けた人のほか、福祉施設を退所し、一般就労する人も数に含むものとします。

項 目	数 値	備 考
平成 17 年度の一般就労移行者数	6 人	平成 17 年度において「区市町村障害者就労支援事業」による支援を受けて一般就労した人*の数
【目標値】平成 26 年度（年間）の一般就労移行者数	18 人	平成 26 年度において「区市町村障害者就労支援事業*」による支援等を受けて一般就労した人の数

*一般就労した人：一般企業等に就職した者（就労継続支援（A 型）を除く）、在宅就労した者及び自ら起業した者をいいます。

*区市町村障害者就労支援事業：本市では、「西東京市障害者就労支援センター 一歩」で実施しています。

（４）就労支援事業の利用者数

平成 26 年度末において、就労移行支援事業及び就労継続支援（Ａ型）事業の利用者の数値目標を設定します。

国の基本的な指針では、「平成 26 年度末における福祉施設の利用者のうち、２割以上の者が就労移行支援事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。また、平成 26 年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち、３割は就労継続支援（Ａ型）事業を利用することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する」とされています。

本市では、これまでの実績を踏まえ、平成 26 年度末の就労移行支援事業の利用者数 60 人、就労継続支援（Ａ型）事業の利用者数 9 人を目標とします。

3 計画策定にあたっての重点検討課題

アンケート調査や障害者団体等のヒアリングの結果や、自立支援協議会における議論の内容等を踏まえ、本市では次の3点を第3期障害福祉計画策定にあたっての重点検討課題としました。

(1) 市内における就労支援事業の展開

《現状》

現在、市内には、就労継続支援（B型）を実施する事業所はありますが、就労継続支援（A型）と就労移行支援を実施する事業所はありません。

平成22年度末における東京都26市の基盤整備状況とみると、就労継続支援（A型）は8市、就労移行支援は20市に事業所があります。

また、西東京市では、東京都の「区市町村障害者就労支援事業」を受け、「就労支援センター・一歩」を運営しています。

「一歩」においては、障害者の一般就労の機会の拡大を図るため、職業相談や職場開発等の支援を行うとともに、障害者が安心して働き続けられるような生活面での支援を行っています。

《市民のニーズ》

- ・ アンケート調査の結果では、知的障害者の約2割、精神障害者の1割強に就労移行支援の利用意向があり、就労継続支援A型、就労移行支援の市内実施に関しては、団体ヒアリングでも要望がありました。

- ・ アンケート調査の結果では、身体障害者と精神障害者では、雇用促進のために、市内では「就職・仕事探し・支援サービスについて情報を知る機会」が不足していると考えている人が3～4割程度いました。また、「一歩」の認知率も、精神障害者と知的障害者では約3割ありますが、身体障害者では1割未満となっています。

《今後の方向性》

就労移行支援、就労継続支援（A 型）の運営についてのノウハウを持つ民間法人等に対し、新規開設に向けた情報提供等の支援を行い、市内への事業所開設誘致を進めます。

また、就労継続支援（B 型）についても、新規事業所開設や定員の拡充に向けた支援を行います。

さらに、「一歩」やハローワークとの連携を強化し、一般企業への新規就労へと繋がるネットワークの構築を目指します。

（２）日中の活動場所の充実

《現状》

現在、市内には、日中活動系サービス事業所として、くろーばー（知的・身体障害者）、さくらの園（知的障害者）といった生活介護事業所や、支援センター・ハーモニー（精神障害者）、保谷障害者福祉センター（身体障害者）といった地域活動支援センターがあります。このうち、知的障害者向けの日中活動系サービス事業所については、いずれも利用者が定員に達している状況です。

《市民のニーズ》

- ・ アンケート調査の結果では、知的障害者が今後希望する生活として、生活介護事業の利用に相当するものに 13.2%、地域活動支援センターの利用に相当するものに 8.7%の回答があり、全体の約 2 割が就労以外の日中活動の場の利用を希望しています。
- ・ 特別支援学校に通う障害児の卒業等により、地域で生活する知的障害者の数の増加が見込まれるため、将来的に日中活動の場が不足することが予想されます。

《今後の方向性》

障害者の日中の活動場所を充実させるため、民間法人等に対し、日中活動系サービス事業の新規開設や定員拡充に向けた情報提供等の支援を行います。

（３）市内の相談体制の充実

《現状》

従来から市内で相談支援を主に担ってきた、保谷障害者福祉センター（身体障害者）や支援センター・ハーモニー（精神障害者）に加え、平成 23 年 5 月には「相談支援センター・えぽっく」が開設されました。「えぽっく」においては、身体・知的・精神障害の 3 障害に加え、発達障害にも対応したワンストップの相談窓口としての事業を行っているところです。

《市民のニーズ》

- ・ 団体ヒアリングでは、就学前—就学中—就学後（就労中含む）の一貫した支援（相談）体制を望む意見が聞かれました。
- ・ アンケート調査の結果では、家族や親せき以外に相談先がないという人が、身体障害者では 17.7%、知的障害者では 6.4%みられました。また、精神障害者では、夜間や休日に急に具合が悪くなったときなどに、誰にも相談しなかった人が 13.9%みられました。
- ・ アンケート調査の結果では、「えぽっく」の認知率は、身体障害者では 4.2%、知的障害者では 10.4%、精神障害者では 11.5%にとどまっています。

《今後の方向性》

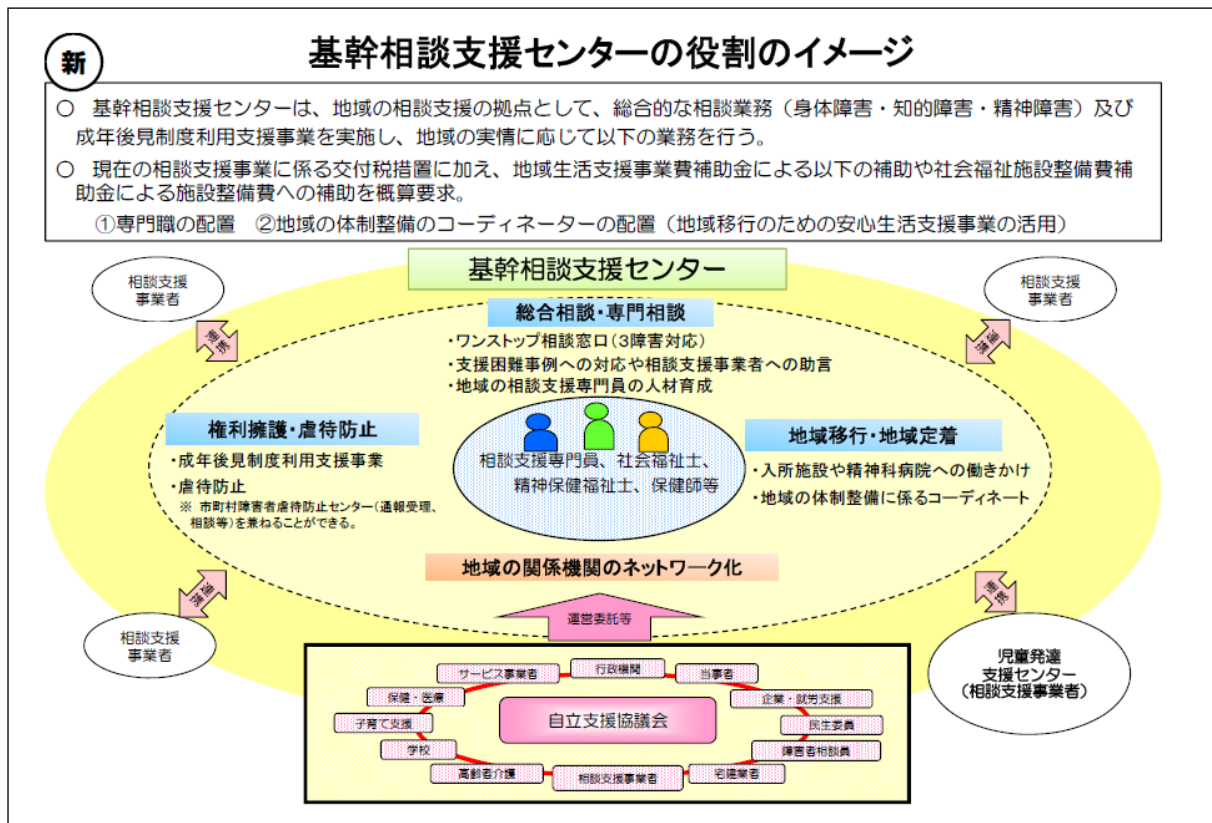
現在市内において主に相談支援を担っている「保谷障害者福祉センター」「支援センター・ハーモニー」「えぽっく」といった相談支援事業所の周知に努め、相談支援の利用の促進を図ります。

また、「えぽっく」を中心に、「保谷障害者福祉センター」「支援センター・ハーモニー」等と連携を取りながら、市内相談支援ネットワークの構築を目指し、そのための検討を進めていきます。こうしたネットワークを推進し、拡げていくことで、ライフサイクルを通じた切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。その際、国が示す「基幹相談支援センター※」のイメージも踏まえながら、西東京市の実情に合ったネットワークの構築を目指します。

これに加え、障害者自立支援法の改正による、サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大等も踏まえ、今後の制度改正の動向にも注視しながら、相談支援体制の整備に臨機応変に対応していきます。

※ 国が示す基幹相談支援センターの役割のイメージ図

障害保健福祉関係主管課長会議資料（平成 23 年 10 月 31 日）より



4 福祉サービス別の必要量の見込み

(1) 介護給付・訓練等給付

① 訪問系サービス

《サービスの内容》

1) 居宅介護

ホームヘルパーを派遣し、自宅で、食事、排せつ、入浴の介護等を行います。

2) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、食事、排せつ、入浴の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。

3) 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難がある人に対し、外出の同行や援護、その他必要な支援を行います。

4) 行動援護

自己判断能力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障害者(児)または統合失調症等の重度の精神障害者であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障害に対する援護を必要とする人）が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

5) 重度障害者等包括支援

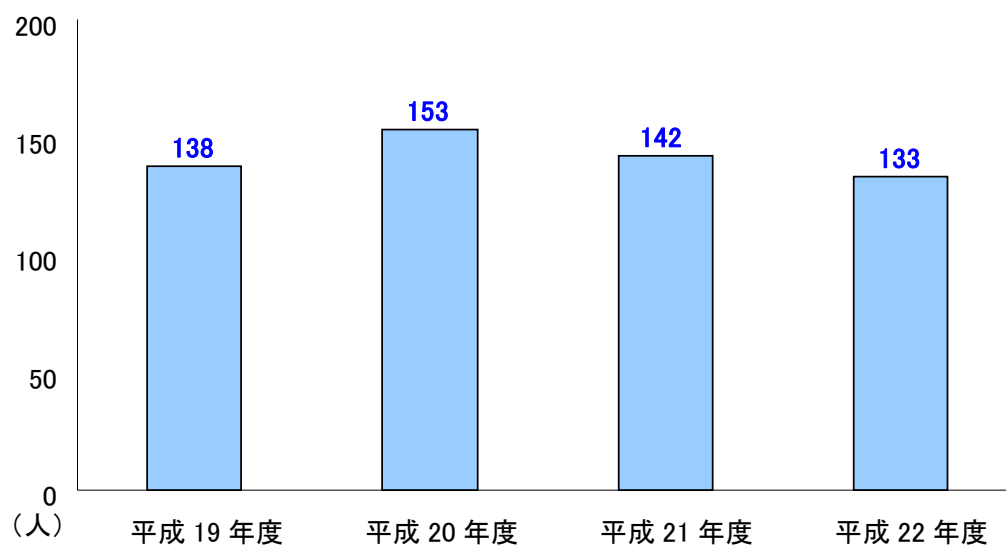
介護の必要性がとても高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

《サービスの実績》

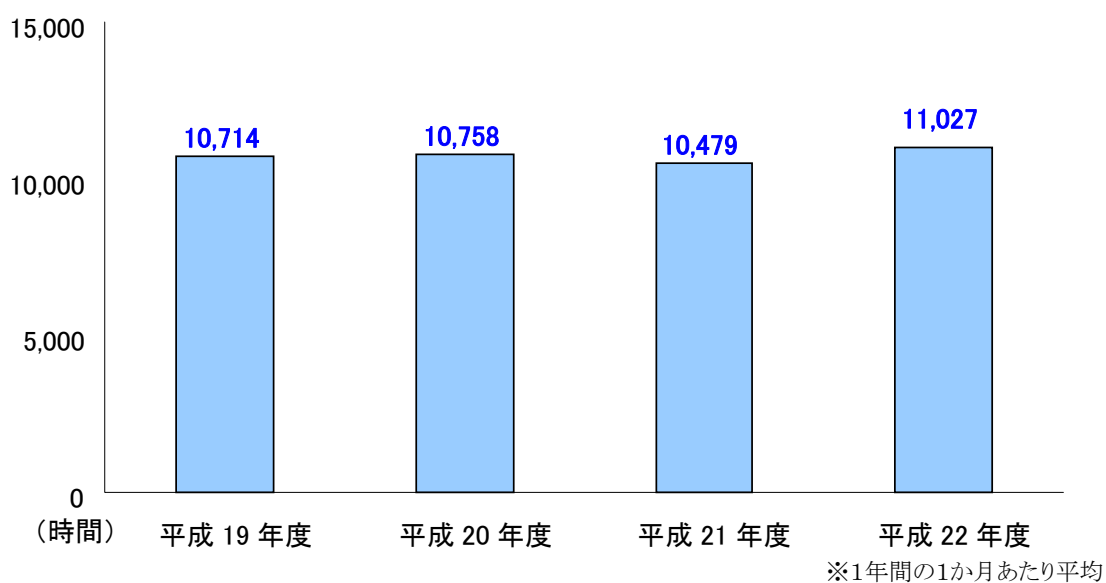
平成 22 年度の利用実績は、1 か月あたりの利用者数 133 人、利用時間 11,027 時間となっています。1 人あたりの 1 か月平均利用時間は、約 83 時間です。

なお、月別に実利用者の状況をみると、多くの利用者は継続して毎月利用しているものの、平成 23 年 10 月単月では、実利用者が前月より 10 人増えるなど、月によって若干の増減がみられます。

訪問系サービスの実績（実利用者数）



訪問系サービスの実績（利用時間）



《サービスの見込量》

本市では、障害者数の増加や潜在ニーズ顕在化、施設・病院からの地域移行の推進などを踏まえ、今後もサービスの利用は増大していくことを想定し、平成 26 年度には 1 か月あたり 152 人、13,528 時間のサービス量（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援の合計）を見込むこととします。

なお、見込量の算出にあたっては、一人あたりの利用時間が年々増えている要素も加味し、平成 26 年度では一人あたりの平均利用を 89 時間として算出しています。

また、本計画から新たに「同行援護」の利用を加えて見込むことになりませんが、地域生活支援事業の「移動支援事業」の利用者のうち 1 割程度が「同行援護」に移行することを想定します。（平成 22 年度の移動支援事業の利用のうち身体介護を伴わない身体障害者の利用者は約 1 割です。）

なお、「移動支援事業」の利用時間は年々増加傾向にあり、その伸びもあわせて見込むこととします。

【サービス見込量／1 か月あたりの利用見込者数、利用見込時間】

	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護	利用者数 133 人(実績)	利用者数 143 人	利用者数 147 人	利用者数 152 人
重度訪問介護	利用時間 11,027 時間(実績)	利用時間 12,155 時間	利用時間 12,789 時間	利用時間 13,528 時間
同行援護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				

《サービス見込量確保のための方策》

- アンケート調査の結果では、現在は利用していないが、今後サービスを利用したいと考えている潜在層も多くいることがうかがえます。
- アンケート調査・ヒアリング調査の結果では、サービスに関する情報提供やサービス利用のアドバイス・サポートを充実させてほしい、との声も聞かれることから、今後、情報提供や利用に関するサポート体制を充実させることによって、さらにサービス利用は拡大していくものと思われます。
- 訪問系サービスについては、今後、増大するサービス利用量に対応するため、引続きサービス提供事業者等への情報提供や連携を図っていき、安定的で質の高いサービスが提供できるように努めます。

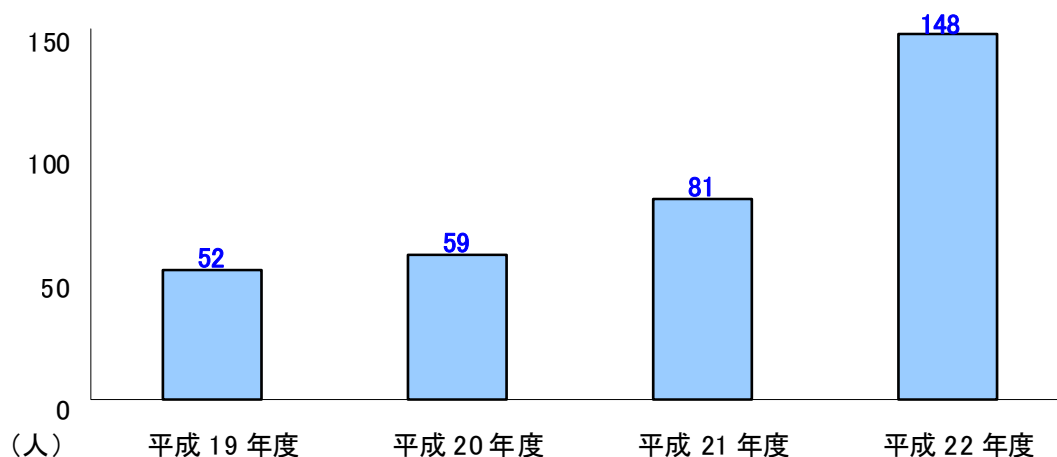
② 日中活動系サービス

1) 生活介護

《サービスの内容》

常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、食事、排せつ、入浴等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

《サービスの実績》



平成 22 年度の利用実績は、1 か月あたり 148 人となっています。

生活介護の実績（実利用者数）

※1年間の1か月あたり平均

本市では、さくらの園（定員 20 人）、西東京市生活介護事業所くろーばー（定員 50 人）、たんぼぼ（定員 50 人）でサービスを実施しています。3 事業所の定員の合計は 120 人で、平成 23 年 10 月の西東京市民の利用者数は 74 人です。

平成 23 年 10 月 市内事業所別利用者内訳

事業所名	定員	市民利用者数*
西東京市生活介護事業所くろーばー	50 人	44 人
さくらの園	20 人	19 人
たんぼぼ	50 人	11 人
【合計】	120 人	74 人

市民利用者数*…西東京市が介護給付費・訓練等給付費の支給決定を行っている利用者数

一方、同月の市外事業所の利用者は 139 人にのぼり、サービス利用者の 65%が市外の事業所を利用しています。

平成 23 年 10 月 市外事業所の所在地別利用者内訳

所在地	事業所数	市民利用者数*
東京都 国立市	2	11 人
東京都 清瀬市	4	10 人
東京都 練馬区	2	7 人
東京都 福生市	2	6 人
東京都 日野市	3	6 人
東京都 八王子市	4	6 人
東京都 武蔵野市	2	5 人
東京都 小金井市	1	4 人
東京都 小平市	3	4 人
東京都 瑞穂町	1	4 人
東京都 東久留米市	2	3 人
東京都 青梅市	2	3 人
東京都 上記以外の区市町村	14	17 人
他府県	31	53 人
【合計】	73	139 人

市民利用者数*…西東京市が介護給付費・訓練等給付費の支給決定を行っている利用者の数

《サービスの見込量》

本市では、平成 19 年度から平成 22 年度にかけてのサービス利用者の増加傾向が今後も続くことを想定し、平成 26 年度において、256 人分のサービス量を見込むこととします。

【サービス見込量／1 か月あたりの利用見込者数】

	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	148 人(実績)	194 人	225 人	256 人

《サービス見込量確保のための方策》

- 市内事業者と連携を図り、定員の拡充や弾力化について運営法人と協議を進めるとともに、他の事業者に対しては情報提供等を行うことにより市内への新規参入を勧めるなどして、民間活力の活用を図っていくこととします。

2) 自立訓練

《サービスの内容》

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間（最長で1年6ヶ月間）、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

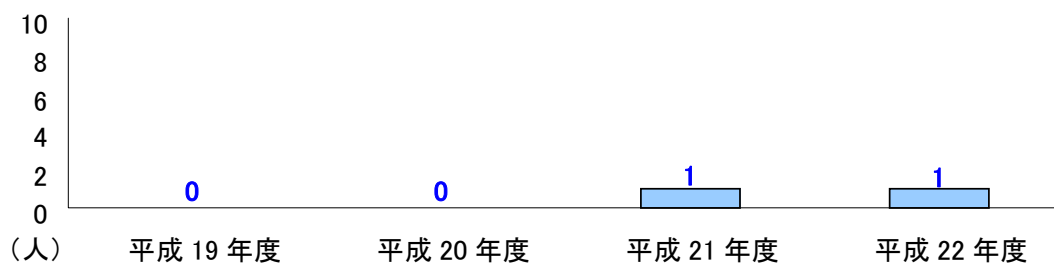
自立訓練のうち機能訓練は、身体障害者を対象とし、歩行訓練等の身体的リハビリテーション、コミュニケーションや家事の訓練等の理学療法や作業療法を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行をめざします。

自立訓練のうち生活訓練は、知的障害者・精神障害者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を実施することとあわせ、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡・調整を通じて、地域生活への移行をめざします。

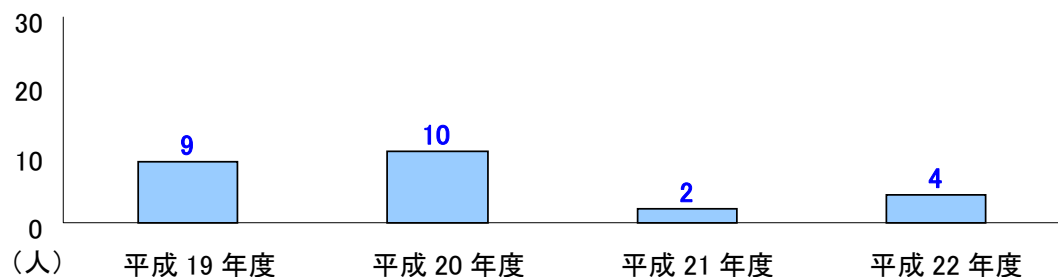
《サービスの実績》

平成22年度の利用実績は、自立訓練（機能訓練）が1人、自立訓練（生活訓練）が4人です。

自立訓練（機能訓練）の実績（実利用者数）



自立訓練（生活訓練）の実績（実利用者数）



※1年間の1か月あたり平均

平成 22 年度末現在における東京都 26 市の基盤整備状況をみると、自立訓練（機能訓練）は 6 市、自立訓練（生活訓練）は 10 市に事業所がある状況で、特に自立訓練（機能訓練）についてはサービス事業者が不足しているために、利用者が少ないのが現状です。

また、自立訓練（機能訓練）は利用期間が限られている（最長で 1 年 6 ヶ月間）ため、利用にあたっては、訓練期間終了後に訓練の成果を維持していくための日中活動の場が確保される必要があるにもかかわらず、そうしたサービス提供体制が十分整備されていません。

こうした状況の中で、西東京市においては、多くの身体障害者等が地域活動支援センターである保谷障害者福祉センター（65 ページ参照）で実施しているリハビリテーションを利用しています。

これは、当市において、保谷障害者福祉センターは身近でリハビリテーションを利用できる数少ない施設の一つであるとともに、日中活動の場としても利用できることによるものと考えられます。

※ 平成 22 年度における保谷障害者福祉センター利用登録者数 88 人のうち、自立訓練（機能訓練）の利用対象でもある方は 48 人でした。また、平成 20 年度から平成 22 年度までの各年度における保谷障害者福祉センターの新規利用者中、自立訓練（機能訓練）の利用対象でもある方は、平成 20 年度は 7 人、平成 21 年度は 6 人、平成 22 年度は 7 人でした。

《サービスの見込量》

自立訓練（機能訓練）は、平成 22 年度の利用実績に加え、今後新規で利用を開始する方が出る可能性もあることから、一定程度の数値を見込むこととします。

自立訓練（生活訓練）については、就労継続支援 B 型を利用する前に、このサービスの利用が必要な人が毎年出てきており、平成 22 年度の実利用者数をベースに増加傾向を想定し、利用者数の増加を見込みます。

〔サービス見込量／1 か月あたりの利用見込者数〕

	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
自立訓練（機能訓練）	0 人(実績)	2 人	2 人	2 人
自立訓練（生活訓練）	2 人(実績)	6 人	8 人	10 人

《サービス見込量確保のための方策》

- 引き続き、利用可能な施設等の情報収集等に努めていきます。また、市内においてサービスの提供が確保できるよう、民間事業者等との連携・協力を図っていきます。
- リハビリテーションの利用ニーズに対しては、引き続き保谷障害者福祉センターを活用しながら、今後増加していくニーズにどう対応していくかについて、日中活動の場の整備状況等も勘案し、検討を進めて行きます。

3) 就労移行支援

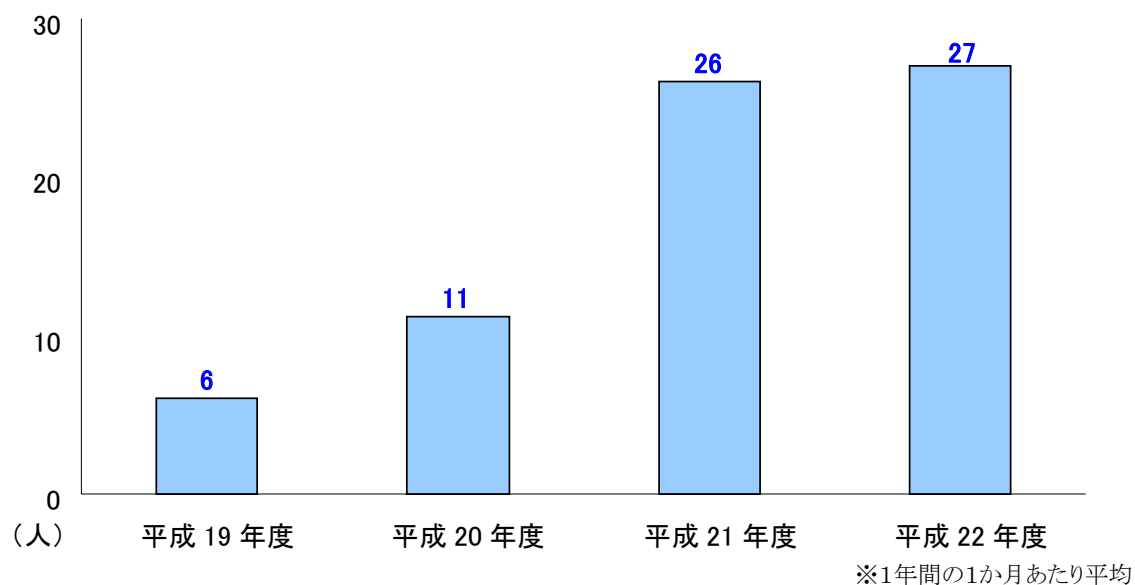
《サービスの内容》

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。

《サービスの実績》

平成 22 年度の利用実績は、1 か月あたり平均 27 人となっています。

就労移行支援の実績（実利用者数）



現在、市内には就労移行支援を実施している事業所はなく、市外の施設を利用しています。

平成 23 年 10 月 市外事業所の所在地別利用者内訳

所在地	事業所数	市民利用者数*
東京都 武蔵野市	5	10人
東京都 東村山市	1	3人
東京都 清瀬市	1	2人
東京都 新宿区	2	2人
東京都 上記以外の区市町村	9	9人
他府県	4	7人
【合計】	22	33人

市民利用者数*…西東京市が介護給付費・訓練等給付費の支給決定を行っている利用者の数

《サービスの見込量》

本市では、平成 19 年度から平成 22 年度にかけてのサービス利用者の増加傾向が今後も続くことを想定し、平成 26 年度において、60 人分のサービス量を見込むこととします。

〔サービス見込量／1 か月あたりの利用見込者数〕

	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労移行支援	27 人(実績)	45 人	53 人	60 人

《サービス見込量確保のための方策》

- 現在、市内に就労移行支援事業所はありません。
- 民間の事業者に対して情報提供等を行うことにより、市内で新規参入する事業者を積極的に誘致する等して、市内でのサービス提供体制の確保を図ります。

4) 就労継続支援

《サービスの内容》

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

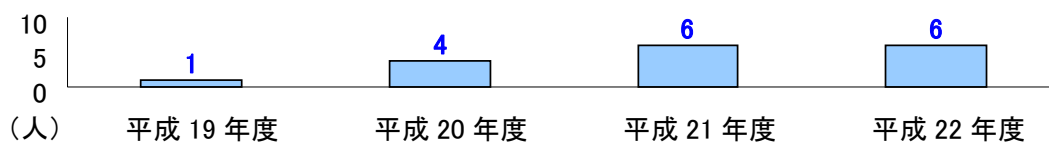
就労継続支援のうちA型（雇atype）は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、これらの経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。

就労継続支援のうちB型（非雇atype）は、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。これらを通じて、就労に必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。

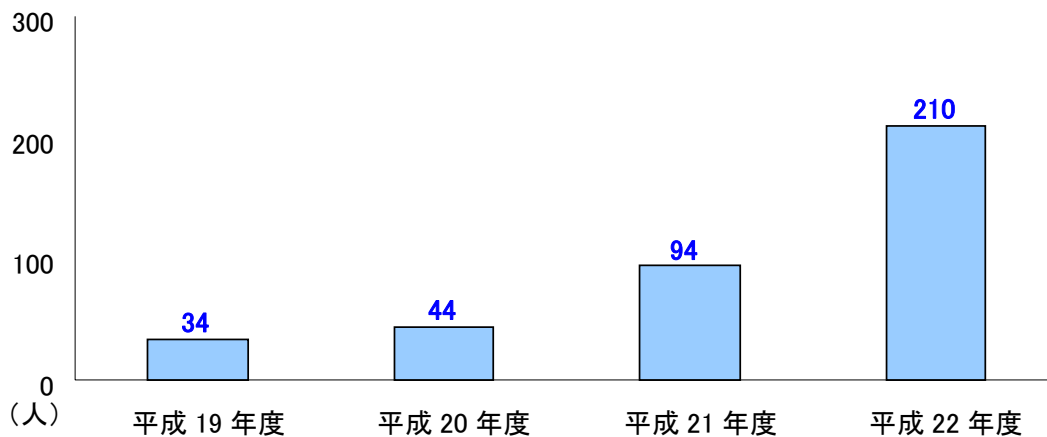
《サービスの実績》

平成 22 年度の利用実績は、A型が6人、B型が210人となっています。

就労継続支援A型の実績（実利用者数）



就労継続支援B型の実績（実利用者数）



※1年間の1か月あたり平均

平成 23 年 10 月現在、市内には就労継続支援（A 型）を実施している事業所はありません。

就労継続支援（B 型）は、272 人が利用しており、その約 7 割にあたる 189 人が市内の事業所のサービスを利用しています。

A 型

平成 23 年 10 月 市外事業所の所在地別利用者内訳

所在地	事業所数	市民利用者数*
東京都 武蔵野市	1	1 人
東京都 練馬区	1	1 人
東京都 三鷹市	1	3 人
埼玉県 新座市	1	1 人
【合計】	4	6 人

B 型

平成 23 年 10 月 施設別利用者内訳

事業所名	定員	市民利用者数*
コミュニティルーム 友訪	20 人	21 人
サンワーク田無	20 人	18 人
さくらの園	40 人	40 人
たなし工房	20 人	17 人
ほうや福祉作業所	40 人	55 人
富士町作業所	40 人	38 人
P・F・P・C はたらきば	10 人	1 人
【合計】	190 人	189 人

平成 23 年 10 月 市外事業所の所在地別利用者内訳

所在地	事業所数	市民利用者数*
東京都 武蔵野市	3	15 人
東京都 東村山市	5	14 人
東京都 清瀬市	3	9 人
東京都 東久留米市	5	9 人
東京都 三鷹市	3	6 人
東京都 小平市	4	6 人
東京都 立川市	1	5 人
東京都 練馬区	2	3 人
東京都 上記以外の区市町村	13	14 人
他府県	2	2 人
【合計】	41	83 人

市民利用者数*…西東京市が介護給付費・訓練等給付費の支給決定を行っている利用者の数

《サービスの見込量》

A型については、平成 26 年度において、9 人分のサービス量を見込むこととします。

B型については、平成 19 年度から平成 22 年度にかけてのサービス利用者の増加傾向が今後も続くことを想定し、平成 26 年度において、413 人分のサービス量を見込むこととします。

〔サービス見込量／1 か月あたりの利用見込者数〕

	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労継続支援（A 型）	6 人(実績)	7 人	8 人	9 人
就労継続支援（B 型）	210 人(実績)	298 人	356 人	413 人

《サービス見込量確保のための方策》

- 市内事業者と連携を図り、定員の拡充や弾力化について運営法人と協議を進めるとともに、他の事業者に対しては情報提供等を行うことにより市内への新規参入を勧めるなどして、民間活力の活用を図っていくこととします。

5) 療養介護

《サービスの内容》

医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を行います。

《サービスの実績》

平成 22 年度の利用実績はありません。なお、現在、都内で療養介護を実施しているのは、国立精神・神経センター病院（小平市：定員 30 人）のみとなっています。

《サービスの見込量》

平成 23 年度現在、重症心身障害児施設等に入所している 18 歳以上の方が 17 人いることから、その移行分を含め、平成 26 年度の利用者は 18 人と見込むこととします。

【サービス見込量／1 か月あたりの利用見込者数】

	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
療養介護	0 人(実績)	18 人	18 人	18 人

《サービス見込量確保のための方策》

- 今後もサービスを必要とする人やサービス提供事業所の状況の把握に努めるとともに、東京都や医療機関等と情報交換を行いながら、サービス見込量確保のための方策について検討を進めていきます。

6) 児童デイサービス

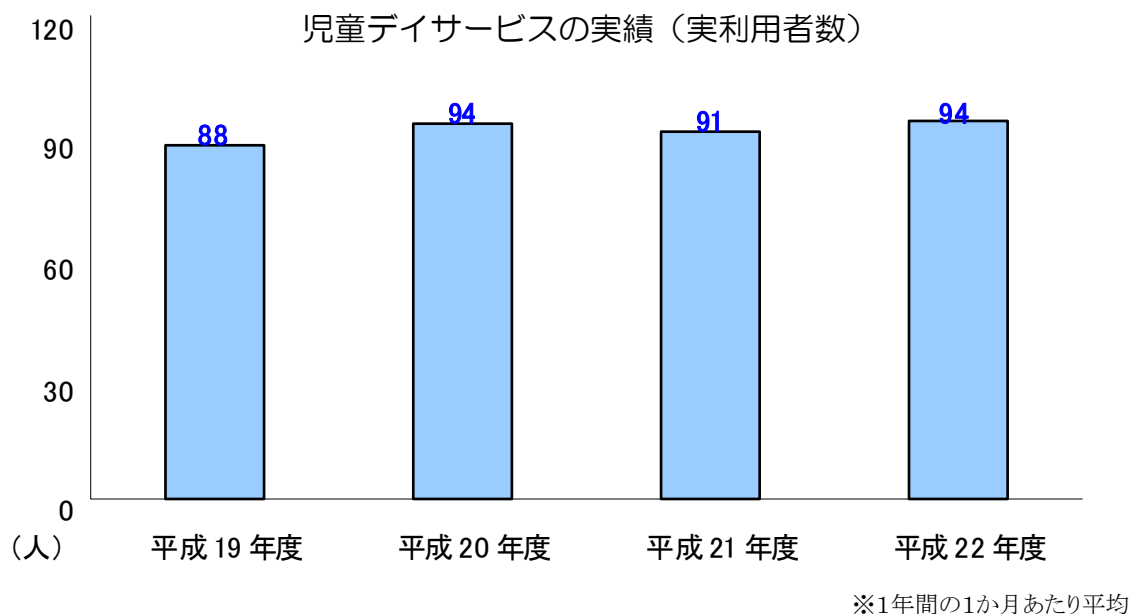
※ 児童福祉法の改正により、「児童デイサービス」は、児童福祉法による「児童発達支援」に移行する予定です。

《サービスの内容》

障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

《サービスの実績》

平成 22 年度の利用実績は、1 か月あたり 94 人です。



平成 23 年 10 月現在、98 人が市内にある「こどもの発達センターひいらぎ」を利用しており、22 人が市外の事業所を利用しています。

平成 23 年 10 月 市内事業所別利用者内訳

事業所名	定員	市民利用者数*
こどもの発達センターひいらぎ	100 人	98 人

平成 23 年 10 月 市外事業所の所在地別利用者内訳

所在地	事業所数	市民利用者数*
東京都 三鷹市	1	3 人
東京都 練馬区	1	3 人
東京都 武蔵野市	1	16 人
【合計】	3	22 人

市民利用者数*…西東京市が介護給付費・訓練等給付費の支給決定を行っている利用者の数

7) 短期入所

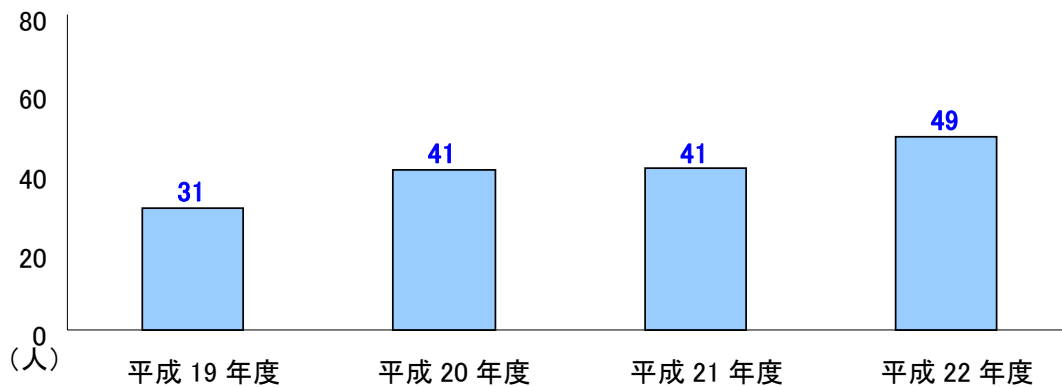
《サービスの内容》

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

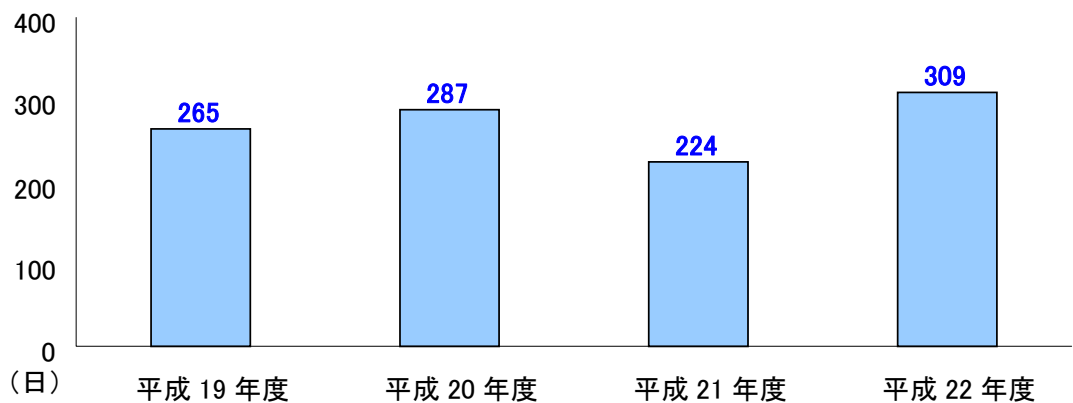
《サービスの実績》

平成 22 年度の利用実績は 1 か月あたり 49 人で、利用日数は 309 日です。

短期入所の実績（実利用者数）



短期入所の実績（利用日数）



※1年間の1か月あたり平均

平成 23 年 10 月の利用実績をみると、20 人が市内の事業所を利用して
おり、市外の事業者の利用者は 44 人となっています。

平成 23 年 10 月 市内事業所別利用者内訳

事業所名	定員	市民利用者数*
たんぽぽ	2	1 人
ケアこげら	4	19 人
【合計】	6	20 人

平成 23 年 10 月 市外事業所の所在地別利用者内訳

所在地	事業所数	市民利用者数*
東京都 小金井市	2	10 人
東京都 練馬区	2	7 人
東京都 檜原村	1	4 人
東京都 東久留米市	2	3 人
東京都 清瀬市	2	3 人
東京都 小平市	2	3 人
東京都 東大和市	1	3 人
東京都 上記以外の区市町村	4	5 人
他府県	5	6 人
【合計】	21	44 人

市民利用者数*…西東京市が介護給付費・訓練等給付費の支給決定を行っている利用者の数

《サービスの見込量》

アンケート調査の結果、利用意向が強いことや、特に「十分に利用できていないサービス」としてあげられていることなどもあり、平成 19 年度から平成 22 年度にかけてのサービス利用者の増加傾向が今後も続くことを想定し、平成 26 年度において、70 人分のサービス量を見込むこととします。

利用日数については、平成 22 年度の一人当たり利用日数（6.3 日／人）を乗じて算定しています。

【サービス見込量／1 か月あたりの利用見込者数、利用見込日数】

		平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所	利用者数	49 人(実績)	59 人	65 人	70 人
	利用日数	309 日(実績)	372 日	410 日	441 日

《見込量確保のための方策》

- 市内や近隣のサービス提供事業所と連携し、サービスの提供体制の拡充に努めるとともに、利用者に対する情報提供を行うことで、現在ある事業所を効率的に利用できるよう努めます。

③ 居住系サービス

《サービスの内容》

1) 共同生活援助（グループホーム）

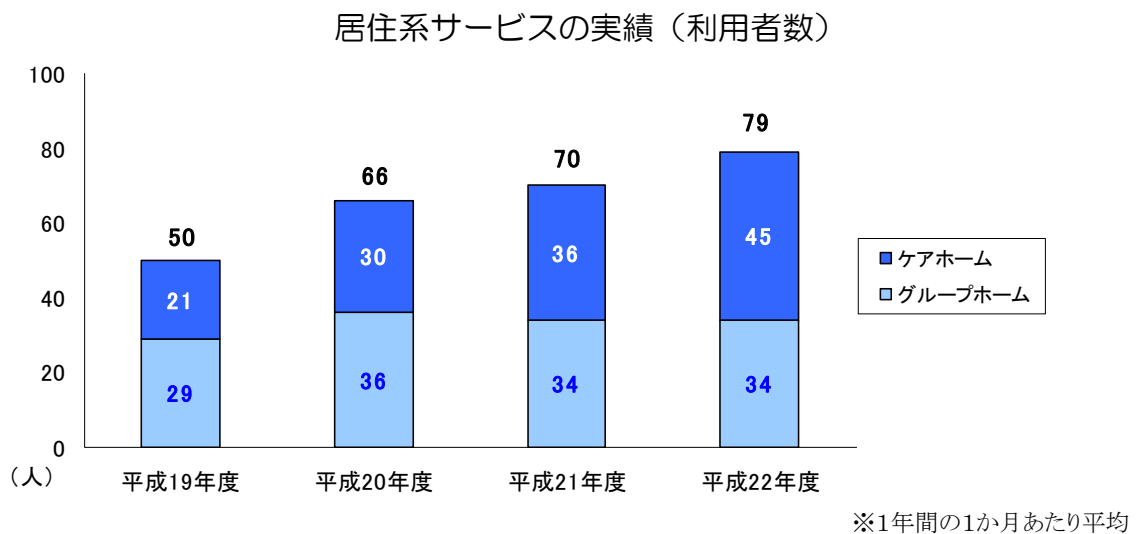
共同生活を行う住居において、主として夜間に、相談や食事提供等の日常生活上の世話を提供します。

2) 共同生活介護（ケアホーム）

共同生活を行う住居において、主として夜間に、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。

《サービスの実績》

平成 22 年度の利用実績は、グループホームが 34 人、ケアホームが 45 人の合計 79 人となっています。



平成 23 年 10 月末現在、市内のグループ・ケアホームは、知的障害者対象が 7 施設、精神障害者対象が 4 施設あり、それぞれ 27 人・7人が利用しています。

また、知的障害者と精神障害者合計で、市外の 35 施設に 44 人が入所しています。

平成 23 年 10 月 市内施設別利用者内訳

事業所名	対象	定員	市民利用者数*
第一～第四田無寮	知的障害者	14 人	14 人
わっはっは	知的障害者	5 人	5 人
緑町マリーナ	知的障害者	6 人	2 人
つばな寮	知的障害者	4 人	3 人
P i p p i	知的障害者	6 人	5 人
なぎさ寮	知的障害者	4 人	0 人
自立生活企画生活寮	知的障害者	7 人	1 人
サンワーク	精神障害者	5 人	2 人
住まいる	精神障害者	20 人	2 人
わんど	精神障害者	10 人	2 人
もやい	精神障害者	7 人	1 人
【知的障害者対象合計】	—	46 人	30 人
【精神障害者対象合計】	—	42 人	7 人

平成 23 年 10 月 市外施設の所在地別利用者内訳

所在地	事業所数	市民利用者数*
東京都 立川市	3	6 人
東京都 武蔵野市	2	4 人
東京都 東久留米市	3	4 人
東京都 練馬区	2	3 人
東京都 上記以外の区市町村	18	20 人
他府県	7	7 人
【知的障害者合計】	35	38 人
【精神障害者合計】		6 人

市民利用者数*…西東京市が介護給付費・訓練等給付費の支給決定を行っている利用者の数

《サービスの見込量》

平成 19 年度から平成 22 年度にかけてのサービス利用者の増加傾向が今後も続くことを想定して、平成 26 年度において、116 人分のサービス量を見込むこととします。

【サービス見込量／1 か月あたりの利用見込者数】

	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
共同生活援助(グループホーム)	79 人(実績)	98 人	107 人	116 人
共同生活介護(ケアホーム)				

《サービス見込量確保のための方策》

- 市内での施設の確保に向け、事業者への情報提供等や都補助制度の活用などにより、新規事業者の誘致等を図っていきます。

3) 施設入所支援

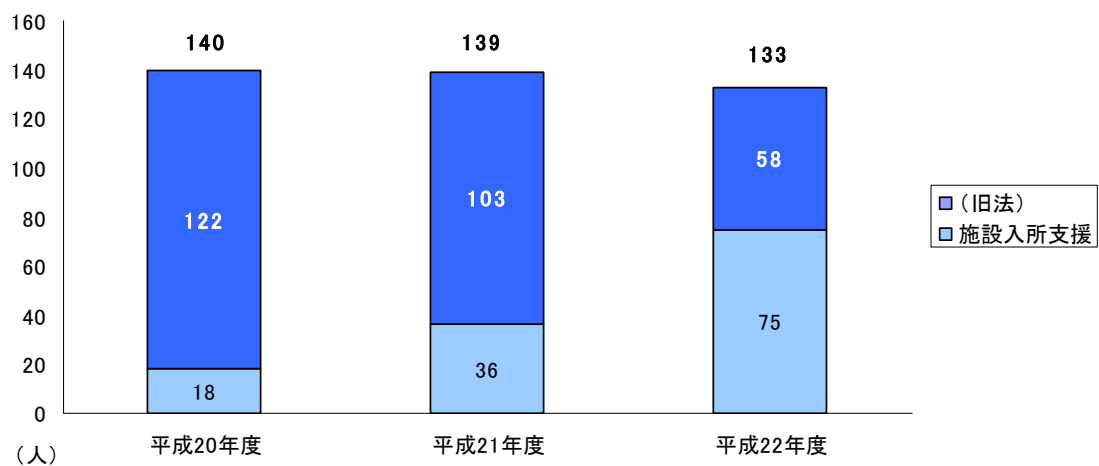
《サービスの内容》

施設に入所する障害者に対して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の世話等を行います。

《サービスの実績》

平成 22 年度の利用実績は 75 人で、旧体系施設入所者 58 人を上回っています。

施設入所支援の実績（利用者数）



《サービスの見込量》

【サービス見込量】

	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
施設入所支援	75 人(実績)	134 人	139 人	144 人

《サービス見込量確保のための方策》

- 国が示す基本指針を踏まえ、施設入所者の地域移行を促しているところですが、地域で自立した生活を営むことが困難な障害があり、施設入所の利用を希望される方に対しては、家族や本人の意向を聞きながら引き続き情報提供や相談などに取り組みます。

④ 相談支援

相談支援の充実を図るため、これまでの「相談支援」の定義が、「基本相談支援」「地域相談支援」「計画相談支援」に分けられました。

また、「基本相談支援」及び「地域相談支援」のいずれも行ふ事業を「一般相談支援事業」、「基本相談支援」及び「計画相談支援」のいずれも行ふ事業を「特定相談支援」と定義されました。

1) 基本相談支援

地域の障害者等の福祉に関する各般の問題について、障害者（児）、障害児の保護者または障害者（児）の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せてこれらの者と市及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に供与します。

2) 地域相談支援

地域移行支援と地域定着支援があります。地域移行支援では、障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与します。地域定着支援では、居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、当該障害者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談その他の便宜を供与します。

【サービス見込量／1か月あたりの利用見込者数】

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地域移行支援	2 人	3 人	3 人
地域定着支援	1 人	1 人	1 人

3) 計画相談支援

サービス利用支援と継続サービス利用支援があります。サービス利用支援は、障害者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。継続サービス利用支援は、サービス等利用計画が適切であるかどうか

を一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の変更等を行います。

〔サービス見込量／1か月あたりの利用見込者数〕

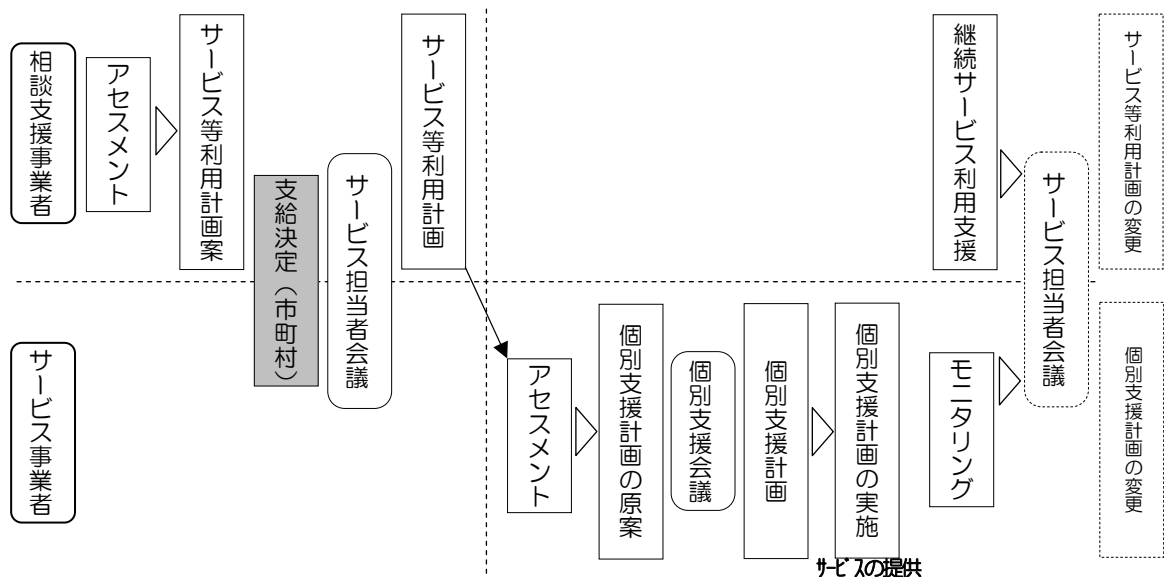
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	5 人	27 人	63 人

＊ 平成 26 年度には、障害福祉サービス利用者（訪問系サービス利用者を除く）の全員を計画相談支援の対象とすることとされています。平成 24 年度からの3年間で利用対象者が段階的に拡大されていくことを踏まえ、各年度の利用見込者数を推計しています。

相談支援体系

- 市町村による相談支援事業
 - ⇒ 市町村が直接行う
 - ⇒ 指定特定相談支援事業者（計画作成担当）に委託して行う
 - ⇒ 一般相談支援事業者（地域移行・定着担当）に委託して行う
- サービス等利用計画
 - ⇒ 指定特定相談支援事業者（計画作成担当）が行う
 - ※ 事業者指定は、市町村長が行う
- 地域移行支援・地域定着支援
 - ⇒ 指定一般相談支援事業者（地域移行・定着担当）が行う
 - ※ 事業者指定は、都道府県知事が行う

指定特定相談支援事業者（計画作成担当）と障害福祉サービス事業者の関係



(2) 地域生活支援事業

① 相談支援事業

《サービスの内容》

相談支援事業は、「地域生活支援事業」として、市の必須事業に位置づけられています。障害者等、障害児の保護者、また、障害者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援していきます。

《サービスの見込量》

保谷障害者福祉センター、支援センター・ハーモニー、相談支援センター・えぽっくの3か所で障害者相談支援事業を実施しています。

また、西東京市地域自立支援協議会では引き続き、相談支援事業に係る中立・公平性の確保及び困難事例等への対応を行っていきます。

[サービス見込量／実施見込箇所数]

	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
障害者相談支援事業	2 か所(実績)	3 か所	3 か所	3 か所
地域自立支援協議会	1 か所(実績)	実施	実施	実施

② 成年後見制度利用支援事業

《サービスの内容》

障害者自立支援法の改正により、障害者に関する成年後見制度利用支援事業が、市町村の地域生活支援事業の必須事業化され、国や東京都による補助の対象となりました。

従来から西東京市では、「権利擁護センターあんしん西東京」において、障害者や高齢者等に対する成年後見の申立支援等を行ってきたところですが、今後も引き続き「あんしん西東京」等の関係機関と連携し、成年後見制度の利用を支援していきます。

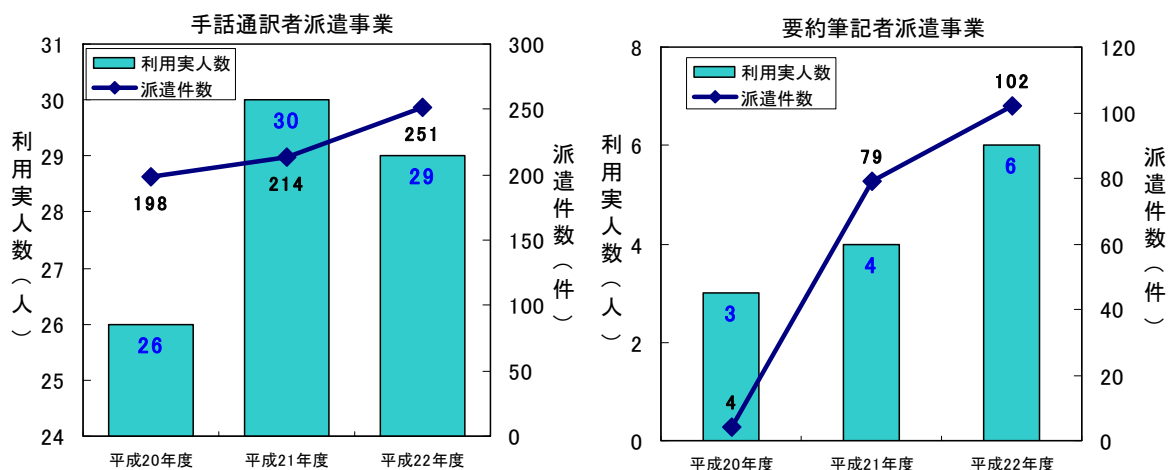
③ コミュニケーション支援事業

《サービスの内容》

コミュニケーション支援事業とは、手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する事業です。

《サービスの実績》

平成 22 年度の利用実績は、手話通訳者派遣事業が 251 件（利用登録者 63 人、利用実人数 29 人）、要約筆記者派遣事業が 102 件（利用登録者 11 人、利用実人数 6 人）です。



《サービスの見込量》

手話通訳者派遣事業においては、派遣件数が増加傾向にあることと利用実人数の 2 倍以上の登録者がいることから、利用実人数・派遣件数とも今後増加していくと想定し、平成 26 年度には 41 人、354 件の利用を見込むこととします。

要約筆記者派遣事業においては、利用登録者・利用実人数・派遣件数のいずれも増加していますので、今後も利用が拡大していくと想定し、平成 26 年度には 15 人、253 件の利用を見込むこととします。

[サービス見込量／年間の延べ派遣見込件数]

	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 手話通訳者派遣事業	利用実人数 29 人(実績) 派遣件数 251 件(実績)	利用実人数 35 人 派遣件数 301 件	利用実人数 38 人 派遣件数 327 件	利用実人数 41 人 派遣件数 354 件
② 要約筆記者派遣事業	利用実人数 6 人(実績) 派遣件数 102 件(実績)	利用実人数 10 人 派遣件数 178 件	利用実人数 13 人 派遣件数 216 件	利用実人数 15 人 派遣件数 253 件

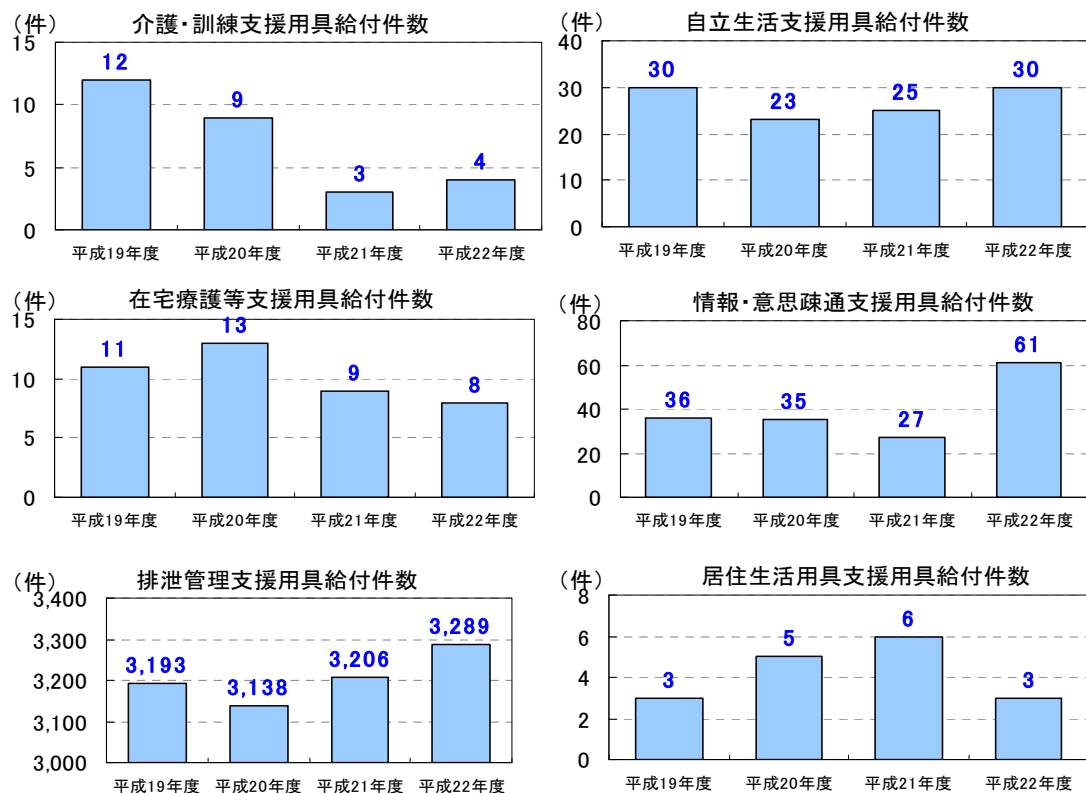
④ 日常生活用具給付等事業

《サービスの内容》

日常生活上の便宜を図るため、重度障害者に対し、①介護・訓練支援用具、②自立生活支援用具、③在宅療養等支援用具、④情報・意思疎通支援用具、⑤排泄管理支援用具、⑥居住生活動作補助用具(住宅改修費)、を給付または貸与します。

《サービスの実績》

平成 19～22 年度の給付実績は、下図のとおりです。



《サービスの見込量》

平成 19～22 年度の給付実績をみると、明確な増加傾向が読み取れない種目もありますが、今後の障害者数の増加を考慮し、いずれも平成 19～22 年度の給付実績平均から増加することを見込みます。

[サービス見込量／年間の給付等見込件数]

種目・年度	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
① 介護・訓練支援用具	4 件(実績)	7 件	7 件	7 件
② 自立生活支援用具	30 件(実績)	37 件	40 件	44 件
③ 在宅療養等支援用具	8 件(実績)	10 件	11 件	11 件
④ 情報・意思疎通支援用具	61 件(実績)	63 件	70 件	77 件
⑤ 排泄管理支援用具	3,289 件(実績)	3,331 件	3,367 件	3,402 件
⑥ 居住生活動作補助用具	3 件(実績)	7 件	7 件	8 件

⑤ 移動支援事業

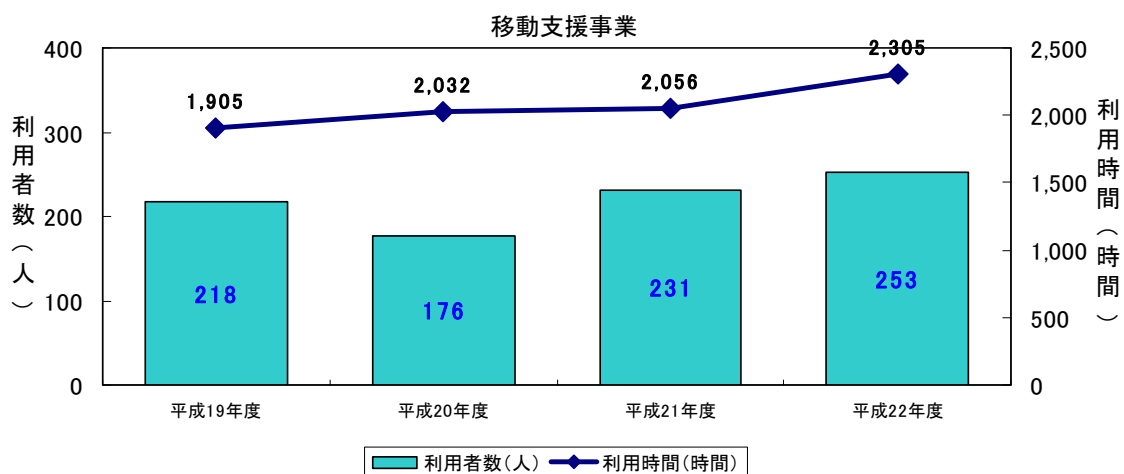
《サービスの内容》

屋外での移動が困難な人について、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。ただし、障害福祉サービスの支給決定を受け、移動の支援を受けることができる人は除きます。また、介護保険制度の対象者は、介護保険制度による移動の支援を利用した上で、なお移動の支援を要する場合に対象となります。

また、本計画では、従来の移動支援事業のうち「同行援護」（視覚障害により移動に著しい困難がある人に対する外出の同行や援護、その他必要な支援）は訪問系サービスになります。

《サービスの実績》

平成 22 年度の利用実績は、利用実人数 253 人、年間利用時間 27,658 時間（1 か月平均 2,305 時間）となっています。



平成 22 年度実績内訳

		身体介護 伴 う	身体介護 伴わない	合 計
身体障害者	年間利用実人数(人)	9	39	48
	年間利用時間数(時間)	2,077.5	7,338.5	9,416.0
知的障害者	年間利用実人数(人)	2	113	115
	年間利用時間数(時間)	150.5	11,357.50	11,508.0
精神障害者	年間利用実人数(人)	0	1	1
	年間利用時間数(時間)	0	18	18
児 童	年間利用実人数(人)	11	78	89
	年間利用時間数(時間)	831.5	5,884.5	6,716.0

《サービスの見込量》

利用時間は平成 19 年度以降増加しており、今後も増加傾向が続くとするものの、1 割程度が同行援護として訪問系サービスに移行すると想定して、平成 26 年度は 1 か月平均 2,473 時間を見込むものとします。

なお、利用見込み時間をもとにし、一人当たりの利用時間を平成 22 年度実績値である 9.1 時間として、平成 26 年度の利用者数を 302 人と見込んでいます。

[サービス見込量／1 か月あたりの利用見込者数、利用見込時間]

	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用見込者数	253 人(実績)	275 人	288 人	302 人
利用見込時間	2,305 時間(実績)	2,253 時間	2,363 時間	2,473 時間

※平成 22 年度の利用実績は「同行援護」を含んでいますが、平成 24 年度以降の利用見込みは含んでいません。

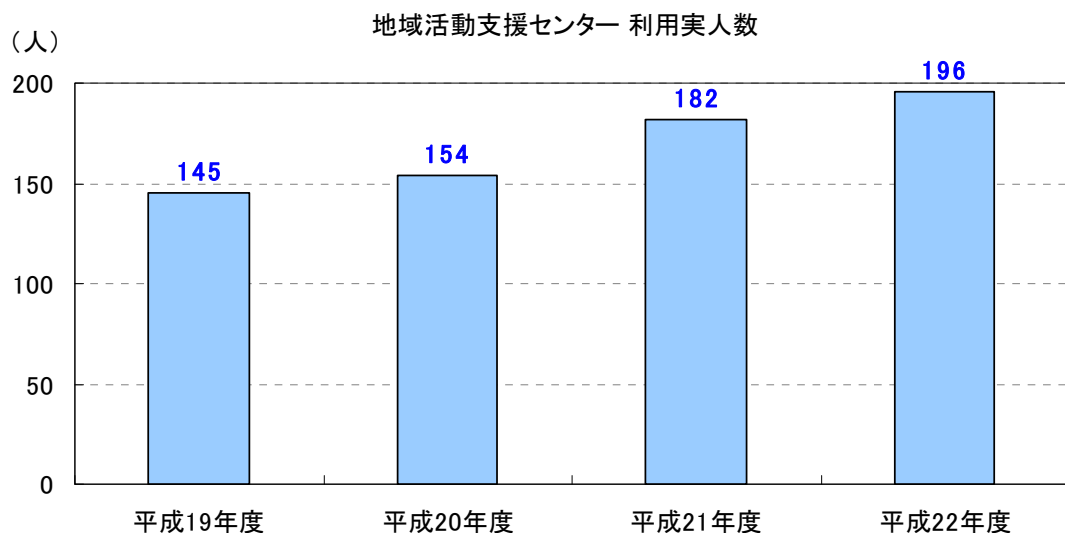
⑥ 地域活動支援センター

《サービスの内容》

創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の機会の提供などを行う地域活動支援センターを設置します。現在は、保谷障害者福祉センター、支援センター・ハーモニーの2か所に設置しています。

《サービスの実績》

平成 22 年度の利用実績は、1 か月あたり合計 196 人の利用となっています。



《サービスの見込量》

引き続き現在の2箇所の地域活動支援センターで事業を実施していきます。平成 19 年度以降利用実人数が増加していることから、平成 26 年度には1 か月あたり合計 269 人の利用を見込むこととします。

[サービス見込量／実施見込箇所数、1 か月あたり利用見込者数]

	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
実施見込箇所数	2 か所(実績)	2 か所	2 か所	2 か所
利用実人数	196 人(実績)	233 人	251 人	269 人

⑦ その他の事業

1) 在宅重度心身障害者(児)入浴サービス事業

《サービスの内容》

家庭内において入浴が困難な状態にある在宅重度障害者(児)に対し、巡回入浴サービスを実施します。

《サービスの見込量》

平成 26 年度には、1 か月あたり 8 人の利用を見込むこととします。

【サービス見込量／1 か月あたりの利用見込者数】

	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用見込者数	4 人(実績)	8 人	8 人	8 人

2) 更生訓練費給付事業

《サービスの内容》

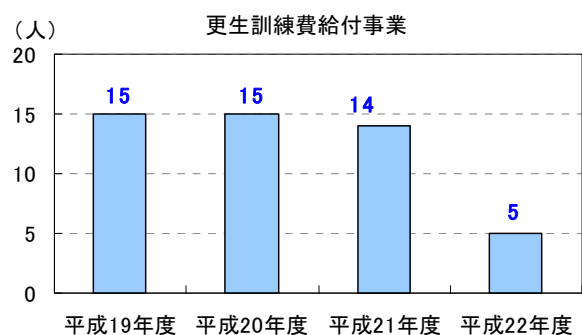
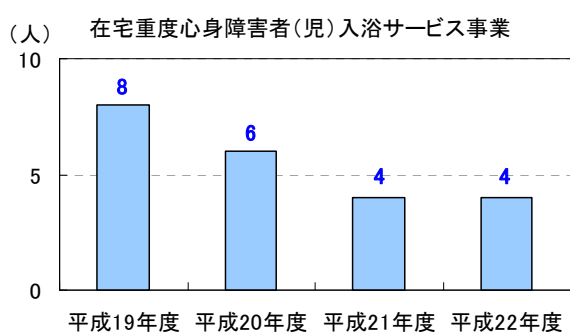
障害者支援施設を利用する障害者に対して更生訓練費の支給を行います。

《サービスの見込量》

平成 26 年度には、第 2 期計画と同じく、1 か月あたり 15 人の利用を見込むこととします。

【サービス見込量／1 か月あたりの利用見込者数】

	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用見込者数	5 人(実績)	15 人	15 人	15 人



3) 日中一時支援事業

《サービスの内容》

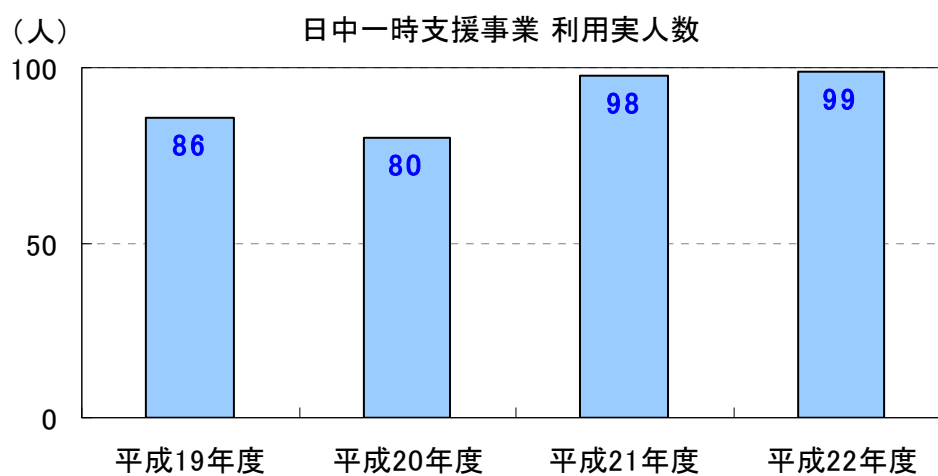
日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、学校の空き教室等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他の支援を行います。

《サービスの見込量》

平成 22 年度の実績では利用者数は 99 人でした。平成 26 年度には、年間 122 人の利用を見込むこととします。

[サービス見込量／年間の利用見込者数]

	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用見込者数	99 人(実績)	111 人	116 人	122 人



4) 生活サポート事業

《サービスの内容》

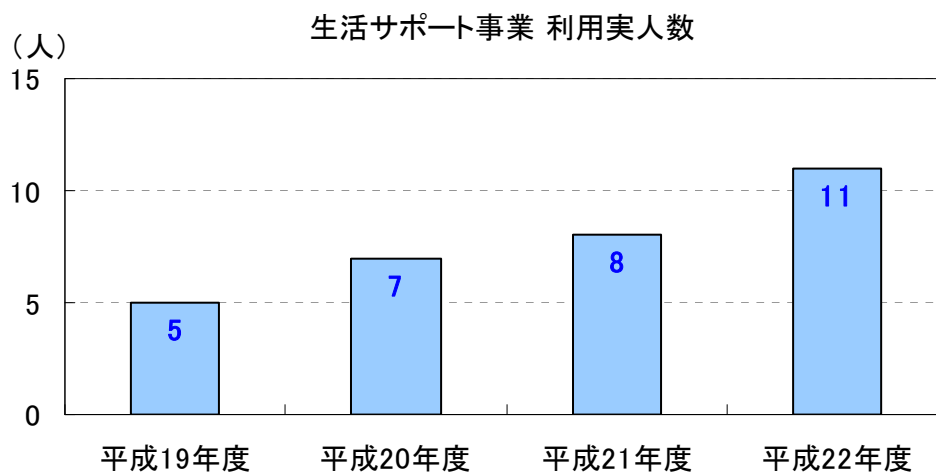
介護給付支給決定者以外の人であって、日常生活に関する支援を行わなければ、本人の生活に支障をきたすおそれのある人に対して、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を行います。

《サービスの見込量》

平成 22 年度の実績では利用実人数は 11 人でした。平成 19 年度以降増加傾向が見られることから、平成 26 年度には、1 か月あたり 18 人の利用を見込むこととします。

〔サービス見込量／1 か月あたりの利用見込者数〕

	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用見込者数	11 人(実績)	14 人	16 人	18 人



5) 社会参加促進事業

・ 障害者スポーツ支援事業

《サービスの内容》

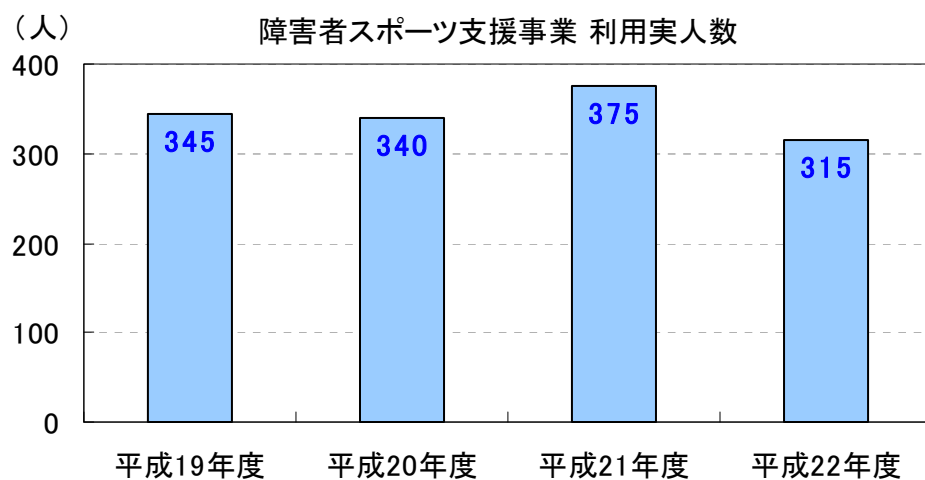
市内在住の障害者及び市内の障害者授産施設等に通所する市外在住の障害者に対して、スポーツ・レクリエーション活動を実施します。

《サービスの見込量》

平成 26 年度には、第 2 期計画と同じく、年間 350 人の利用を見込むこととします。

[サービス見込量／年間の利用見込者数]

	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用見込者数	315 人(実績)	350 人	350 人	350 人



- 心身障害者自動車運転教習費補助事業

《サービスの内容》

一定の条件を満たす心身障害者が自動車運転免許を取得する際に、その費用の一部を助成します。

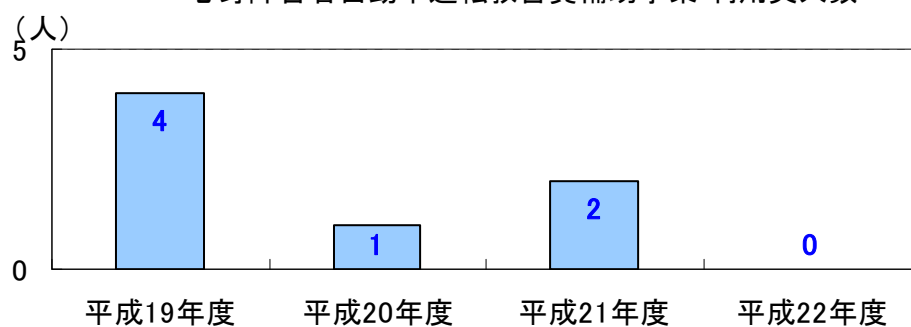
《サービスの見込量》

平成 26 年度には、第 2 期計画と同じく、年間 4 人の利用を見込むこととします。

[サービス見込量／年間の利用見込者数]

	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用見込者数	0 人(実績)	4 人	4 人	4 人

心身障害者自動車運転教習費補助事業 利用実人数



- ・ 身体障害者用自動車改造費助成事業

《サービスの内容》

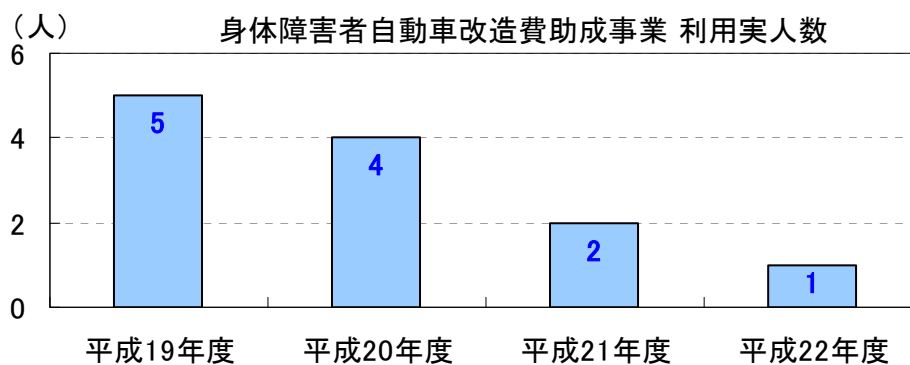
重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造等に要する経費の一部を助成します。

《サービスの見込量》

平成 26 年度には、年間 5 人の利用を見込むこととします。

[サービス見込量／年間の利用見込者数]

	平成 22 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用見込者数	1 人(実績)	5 人	5 人	5 人



第4章 障害福祉計画の着実な推進に向けて

1 計画の進捗状況の着実なモニタリング

地域の関係機関が連携し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う機関である地域自立支援協議会の中で、計画の進捗状況のモニタリングを定期的に行い、そこでの評価を計画の実現に向けて反映させていきます。

2 障害福祉サービスの提供体制の整備

(1) 相談支援体制の整備

「えぽっく」を中心に、「保谷障害者福祉センター」や「支援センター・ハーモニー」等の事業所と連携し、相談支援ネットワークの構築を進めることで、ライフサイクルを通じた切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。

また、障害者自立支援法の改正による、サービス等利用計画の対象者の大幅な拡大や地域相談支援の進展を踏まえ、今後の制度改正の動向にも注視しながら、相談支援体制の整備に臨機応変に対応していきます。

(2) 支援ネットワークの構築

地域自立支援協議会や「えぽっく」を中心に、市内や近隣のサービス事業所等の関係機関のネットワークを構築し、利用者のニーズに合わせた適切なサービス提供や相談支援ができる体制を目指します。

(3) 地域における基盤整備

市内の障害者の自立と社会参加を促進するための地域生活支援の拠点として、また西東京市におけるノーマライゼーションの促進を図るための施設として、「西東京市障害者総合支援センター・フレンドリー」が平成23年5月に開設されました。今後も、ライフステージを通して切れ目のない支援を実現するため、福祉会館と障害者福祉センターの合築を視野に入れ、効果的、効率的な機能拡充を図ることを検討していきます。

（４）民間の活力の導入

民間のサービス事業者に対して情報提供等を行うことにより、市内への新規参入を誘致するなど、民間の活力を導入することで、基盤整備を含めたサービスの提供体制の量的拡大を図っていきます。

（５）財源の確保

障害福祉計画に掲げる数値目標を達成するとともに、今後見込まれる障害福祉サービスのニーズに対応できるよう、計画実現のための予算計画を早期に検討し、国や東京都の補助金等の活用を含め、必要な財源の確保に努めます。

３ 障害福祉サービスの質や利用のしやすさの確保

（１）サービス事業者に対する第三者評価

利用者が質の高いサービスを選択するためには、サービスやサービス事業者に対して、第三者の目で一定の基準に基づいた評価を行うことが必要となります。そこで、東京都と協力し、サービス事業者の求めに応じて適切な第三者評価が実施できるよう、制度の周知等、第三者評価の制度を積極的に活用されるよう支援します。

（２）障害者に対する虐待の防止

利用者の人権擁護、虐待の防止等を図るため、地域自立支援協議会やサービス事業者との連携により、虐待の未然の防止や虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組んでいきます。

（３）サービスに関する情報提供の充実

サービスの利用にあたって必要となる「どのようなサービスがあるのか」「どこに相談すればよいのか」といった情報について、「障害者のしおり」や市報・ホームページを通じたわかりやすい情報提供に取り組めます。

4 市民の理解と協働の推進

障害者基本法に定められている「障害者週間（毎年 12 月 3 日から 9 日までの一週間）」に関連したイベントや、各種の講演会などを開催し、障害の有無に関わらず市民が参加できるような交流の場を積極的に提供します。

そうした交流の場を通して、市民の障害や障害者に対する理解を深めながら、市民が障害者福祉の施策に関する議論に積極的に参加できるような環境づくりに取り組みます。

そして、開かれた議論ができる環境の中で、市民とともに検討し、推進していく障害福祉計画を目指します。